

CONTENTS

《米国》

- FCC、大幅の組織改正へ 2
 FCCは、2002年1月17日、公衆通信事業者局の改称、マスメディア局とケーブル・サービス局の統合及び消費者情報局の改称と強化を主体とする大幅の組織改正計画を発表した。この計画は、委員会としては正式決定を経たものであるが、その効力発生には議会の承認が必要とされている。この計画は、1999年の組織改正によって実施部門が6局から7局に増えたものを6局に戻し、FCCの運営の効率化を図るものであり、議会の承認は確実と思われる。

《米国》

- ネクストウェーブ調停、失敗に終わる 8
 米国破産法11条に基づいて再建中のネクストウェーブ社は、同社の保有するPCS（パーソナル・コミュニケーションズ・サービス、1.9GHzデジタル携帯電話）の事業免許を大手携帯電話会社に譲渡するという調停に基本合意していたが、必要な議会の承認を得られないまま時間切れとなり、調停は失敗に終わった。これらの免許は、次世代携帯電話方式（3G）に転用可能であることや、大手各社が大都市で容量不足に陥っていることなどから行方が注目されていた。当面、これまでと同様の法廷闘争が続き、貴重な周波数が実用に供されない状態が続くことになる。

《米国》

- グローバルクロッシングが破産法第11章の適用を申請 14
 業績悪化を伝えられていた米国の新進通信事業者グローバルクロッシングは、1月28日、連邦破産法第11章による更生手続きの申請を行い、日本流にいうと事実上倒産した。エンロン、Kマートに続く大型倒産で回復基調に進みかけた米国経済に冷や水を浴びせた格好だ。同社の従来のキャリアと一風変わった運営方針には通信関係者の注目を集めていたが、過剰投資に続く需要低迷という一般的パターンで倒産への道を歩むこととなった。

《米国》

- 米国の特許取得で、日本企業が健闘 - IBMは9年連続首位 17
 米国特許商標庁の発表によれば、2001年の企業別特許取得件数で、最上位10社中日本企業が7社を占めている。製造業の空洞化が懸念されている昨今であるが、技術開発力の一つの指標である特許取得件数で米国のベストテンの7社を占めていることは頼もしいデータである。

《ブラジル》

- ブラジル電気通信庁（ANATEL）、2002年以降の通信規制緩和策を発表 19
 3年にわたり議論されてきた、ブラジルの通信市場を一層規制緩和し、競争を導入するガイドラインが2001年の終わりにかけて発表された。市内通信サービスの競争を促進するために、市内通信サービスの提供を希望する事業者には、人口50万以上の都市でのサービス提供条件を年次ベースで数値化している。

《EU》

- EU、加盟国の通信自由化に関する第7次報告書を発表 21
 欧州委員会が2001年11月末に発表した第7次報告書の概要を紹介し、EUの電気通信市場の現状、規制の動向のほか、新指令案の実現に向けた取り組みを概観する。

《英国》

- 英OFTEL、携帯電話サービスの卸売義務を規定したM規制の適用解除を仮決定 30
 MVNOに代表される携帯電話のサービスプロバイダー事業が定着した英国では、無線免許を有する携帯電話会社の一部に課せられた無線通信サービスの卸売義務に関する規制の緩和が仮決定された。

《チェコ》

- チェコ・テレコム完全民営化の手続きスタート、DTやオレンジなど8グループが関心 34
 東欧ではポーランドに次ぐ通信市場規模を誇るチェコで、長引くIT関連株低迷の影響から先送りされてきたチェコ・テレコム社の完全民営化作業が再び動き出した。成長著しい同国の携帯電話市場に関心を寄せるDTやオレンジがチェコ・テレコムの買収に乗り出すものと見られる。

《香港》

- 香港 固定通信網市場を2003年完全自由化 36
 香港が2003年1月1日からローカル、国際を問わず固定通信網市場を完全自由化する。併せてネットワーク構築に関するコミットメントと履行保証金のシステムが廃止されることになった。

《台湾》

- 3G免許オークション決着 38
 19日間に及んだ台湾の次世代（3G）携帯電話免許のオークションが2月6日に終わり、2GHz帯4通と800MHz帯1通、計5通の免許の獲得者が決定した。

《インドネシア》

- インドネシアのモバイル業界における新規開業や統合の動き 41
 インドネシアのモバイル業界において国有系資本による新規開業（Telkomobile、IM3）の動きがある一方で、小勢力であるがCDMA陣営も生まれつつある。併せてモバイル業界を概観する。



米国

FCC、大幅の組織改正へ

FCCは、2002年1月17日、公衆通信事業者局の改称、マスメディア局とケーブル・サービス局の統合及び消費者情報局の改称と強化を主体とする大幅の組織改正計画を発表した。この計画は、委員会としては正式決定を経たものであるが、その効力発生には議会の承認が必要とされている。この計画は、1999年の組織改正によって実施部門が6局から7局に増えたものを6局に戻し、FCCの運営の効率化を図るものであり、議会の承認は確実と思われる。

1. はじめに

米国連邦通信委員会（FCC）は、2002年1月17日、二つの大きなイベントを展開した。一つは同日FCCの大幅の組織改正が発表されたことであり、もう一つは同日委員会の公開会議（Open Meeting）が開催され、各局長が自局の現状と計画についてプレゼンテーションを行ったことである。通例オープン・ミーティングは、委員会の非公開の会議と同じく、各部署の担当者が事案の検討結果を委員に報告し、委員の裁決を仰ぐものであるが、今回のミーティングは、組織改正を意識し、各局長が自局の現状と計画を一般に披露することを目的としており、事案の審議はアジェンダに入っていなかったようだ。

2. 組織改正

FCCは、1999年に消費者情報局と施行局が新設されて以来の組織改正計画を発表した。この計画の骨子は、「公衆通信事業者局」の「有線通信競争局」（Wireline Competition Bureau）への改称と内部組織の変更、「ケーブル・サービス局」と「マスメディア局」の統合による「メディア局」（Media Bureau）の新設、「消費者情報局」の「消費者・政府関係局」（Consumer and Government Affairs Bureau）への改組、「国際局」の内部組織の再編、「施行局」への一部業務の移管、「無線電気通信局」への一部業務の移管、及び「立法・政府機関関係室」の「立法関係室」への改称である。

この組織改正の狙いは、①局を超えて標準化された組織構造を実現すること、②機能上の整合を目指して措置すること、③規制と作業負荷の変化を反映すること、④通信産業のダイナミックな変化が継続すると認識すること、⑤委員会の意思決定における技術的・経済的分析を改善するために再編成を利用することである。

この組織改正については、委員会としては正式に決定しており、政府職員組合第





209支部も了承しているが、その発効のためには議会の承認が必要とされている。
この組織改正の細目は次のとおりである。

(1) 有線通信競争局の設置

公衆通信事業者局に代わって設置される有線通信競争局は、公衆通信事業及びそれに付随する事業（無線電気通信のサービスを除く。）の政策プログラムについて責任を負う。同局は、規則制定を実施し、免除申請と審判事案を解決し、通信事業者のタリフの合法性を決定し、許可申請について措置し、既存地域通信事業者の会計上の要求事項を管理し、通信事業者の業績を審査し、及び報告要件を管理する。

有線通信競争局は、現在の公衆通信事業者局からのスタッフと機能を包含することになり、次の組織ユニットをもつことになる。

- 管理室
- 競争政策課
- 料金政策課
- 電気通信アクセス政策課
- 産業分析・技術課

(2) メディア局の設置

ケーブル・サービス局とマスメディア局を統合して設置されるメディア局は、ケーブル・テレビジョン、放送テレビジョン及びラジオを含むメディア・サービスの政策・免許プログラムについて責任を負う。同局は、多チャンネル・ビデオ番組配信（MVPD）、放送テレビジョン及びラジオ、直接放送衛星のサービス政策に関する事項並びに関連事項を取り扱う。同局は、規則制定を実施し、免除申請と審判事案を解決し、AM、FM、TV、ケーブル・テレビジョン・リレー・サービスを含むメディア・サービスの許可、譲渡、移転及び更新の申請並びに関連事項を処理する。

メディア局は、現在のマスメディア局とケーブル・サービス局からのスタッフと機能を包含することになり、次の組織ユニットをもつことになる。

- 管理・リソース・スタッフ
- コミュニケーション・産業情報室
- 政策課
- 産業分析課
- エンジニアリング課
- 放送免許政策室
- オーディオ課
- ビデオ課

(3) 消費者・政府関係局

消費者情報局が改組されて設置される消費者・政府関係局は、FCCの業務に対する公衆の理解を高め、他の政府機関とFCCの関係を良好にするための消費者・政府関係政策に責任を負う。同局は、規則制定を実施し、公共、連邦、州、地方、部族その他の諸政府機関と相互活動を行い、消費者／障害者電気通信諮問委員会及び地方・州政府諮問委員会を注視し、非公式苦情の解決を取り扱い、消費者の到達域と教育を改善し、FCCのファイリングを維持する。





●米国

消費者・政府関係局は、現在の消費者情報局とケーブル・サービス局と公衆通信事業者局からのスタッフと機能を包含することになり、かつ、現在ケーブル・サービス局が担当しているケーブル・サービス情報及び現在公衆通信事業者局が取り扱っている若干の関連の規則制定機能をも取り扱う。

同局は次の組織ユニットをもつことになる。

- 管理室
- システム支援室
- 情報アクセス・プライバシー室
- 消費者照会・苦情課
- 政策課
- 障害者権利課
- 消費者問題・到達域課
- 参照情報センター

(4) 国際局

国際局は、名称の変更はないが、国際政策・スペクトラム規則制定機能及び現在は同局全体を通じて配分されている政府間及び地域的リーダーシップ及び計画機能の統合によって、機能ラインに沿って再編成される。

同局は次の組織ユニットをもつことになる。

- 管理スタッフ
- 政策課
- 衛星課
- 戦略的分析・交渉課

(5) 施行局

施行局は、現在ケーブル・サービス局が行っている電柱添架の苦情及びケーブル・テレビジョン・サービスの苦情をも取り扱うことになる。さらに同局は、公衆通信事業者監査機能をも担当する。

(6) 無線電気通信局

無線電気通信局は、現在マスメディア局が取り扱っている教育テレビジョン固定サービス (ITFS) 及び多地点配信サービス (MDS) に関する事項を取り扱う。

(7) その他

立法・政府間関係室は、立法関係室と改称される。

3. オープン・ミーティング

1月17日のオープン・ミーティングでは、FCCの各局長が自局の現状と今後の計画についてプレゼンテーションを行ったが、その概要をかいつまんで紹介する。



KDD RESEARCH



(1) ケーブル・サービス局

米国の6900万世帯がケーブル・テレビジョンに加入しており、1900万世帯が非ケーブル・ビデオ・サービスに加入している。

ケーブル・サービス局の2001年のハイライトは次のとおりである。

- ・最大のISPであるAOLと第2位のケーブル会社であるタイム・ワーナーの合併が1月に条件つきで実現し、その遵守状況を監視している。
- ・DTVのマスト・キャリアは複雑な技術上及び憲法上の問題を含んでおり、1月に「報告兼命令」を発出したが、「規則制定再告示」手続きが進行中である。
- ・競争年次報告を発出し、多チャンネル・ビデオ番組配信（MVPD）サービス市場におけるケーブル・サービスのシェアが1992年の96パーセントから2001年の78パーセントに低下したことなどを発表した。
- ・ケーブル料金年次調査報告で、全国の平均ケーブル料金とケーブル事業者が効果的な競争に直面している市場における料金の差異などについて発表した。
- ・ケーブル事業の水平的及び垂直的所有限度に関する命令について、コロンビア特別区連邦控訴裁判所から差戻し判決が下され、「規則制定再告示」手続きが進行中である。
- ・進行中のケーブル規制問題は、マスト・キャリア、効果的競争、プログラム・アクセス・電柱添架、ケーブル・テレビジョン・リレー・サービス（CARS）、技術的遵守などである。
- ・未解決のマスト・キャリア事案76件中58件を処理した。

ケーブル・サービス局は組織改正でメディア局となり、政策課、エンジニアリング課、産業分析課などの新しい課が生まれる。

(2) 公衆通信事業者局

公衆通信事業者局は、2001年に1996年電気通信法の施行の第一段階の完了、手持ち案件の消化などの課題を達成した。1996年電気通信法の施行の重要事項は、競争政策の一層の前進、料金設定の合理化への重要ステップの達成、同法のユニバーサル・サービス規定の施行の完了などである。

公衆通信事業者局のチャレンジ案件には次の事項が含まれる。

- ・1996年電気通信法の第二段階の推進
- ・ブロードバンド・サービスの法的及び政策的枠組みの開発（既存地域通信事業者（ILEC）によるDSLベースのサービスの提供、アンバンドリングの三年審査、DSLベースのインターネットアクセスの枠組みの開発、第706条報告の発出など）
- ・競争政策のさらなる前進（三年審査、成果測定、通信事業者間補償、ユニバーサル・サービスの精巧化、ワールドコム／ベライゾン紛争のバージニア仲裁など）
- ・ホームランド・セキュリティ（ネットワークの完全性、緊急時反応など）

公衆通信事業者局は組織改正で有線通信競争局となり、電気通信アクセス政策課、競争政策課、産業分析・技術課及び料金政策課という新しい課が生まれる。





●米国

(3) 消費者情報局

消費者情報局の使命は、健全で競争的な市場の指導原理としての情報と認識の提供である。

消費者情報局の2001年の達成事項には次のようなものがある。

- ・消費者擁護・仲介専門職（CAMS）の活動の成功
（百万件を超える消費者の通信の取扱いなど）
- ・消費者の非公式苦情の手持ち案件の完全処理
- ・消費者向けパンフレットの作成
- ・重要事項に関する全国的到達（非タリフ化、テレマーケティング、スラミングなど）

消費者情報局は組織改正で消費者・政府関係局となり、新しい課と室が生まれる。

(4) 施行局（略）

(5) 国際局

国際局の2001年の達成事項には次のようなものがある。

- ・FCCのグローバル・リーダーシップの発揮
- ・ITU活動への積極的参加
- ・インテルサット民営化（2001年7月）
- ・インマルサットのOrbit法遵守（2001年10月）
- ・国際通信料金非タリフ化（2001年3月 報告兼命令）
- ・ボイスストリーム／ドイツテレコム／パワーテルの合併（2001年4月）
- ・GE／SESの合併（2001年10月）
- ・スペクトラムの効率的管理
- ・手持ち案件の56パーセント削減

(6) マスメディア局

マスメディア局の2001年の達成事項には次のようなものがある。

① 2002年1月1日現在の放送局数は合計31,421局で、その業務別内訳は次のとおり。

業務	ラジオ	テレビ	MDS/ITFS
小区分	AMラジオ：4,772	TV：1,695	MDS：2,908
	FMラジオ：8,348	DTV：167	ITFS：2,456
	FMトランスレーター： 3,678	クラスA TV：464	/
		低出力TV：2,184	
	TVトランスレーター： 4,749		
合計	16,798	9,259	





② 2001年中の免許件数は次のとおり。

・フルサービス放送局建設許可	2,477件
・放送局売却許可	3,469件
・低出力FMラジオ放送局建設許可	175件
・LPTV放送局／TVトランスレーター局建設許可	350件

③ 主要政策達成事項は次のとおり。

- ・ブロードバンド所有（複数ネットワーク規則、新聞／放送相互所有規則、ローカル・ラジオ市場）
- ・相互に両立しない非商業教育放送申請を解決する手続き
- ・AM方向アンテナ
- ・地上デジタル・ラジオ業務
- ・低出力ラジオサービス（LPFM）
- ・デジタル・テレビジョン（DTV）移行措置（DTVタスクフォースの設置、DTV業務の許可、周期的審査手続きなど）

(7) 無線電気通信局

無線電気通信局の人員は311名でその内訳は次のとおり。

法律職	106	産業アナリスト及び免許スタッフ	79
財務、管理その他	56	エンジニア	35
コンピュータ専門家	27	エコノミスト	8

係属期間が1年を超えている事案の比率が1998年12月の13.12パーセントから2001年12月には0.24パーセントに激減した。ULSにおける電子申請の比率が2001年第4四半期には91パーセントになった。

COMMENT

1月17日は注目すべき1日であった。FCCニュースで組織改正が発表されるとともに、オープン・ミーティングで各局長が昨年の自局の成果と今年の見通しをプレゼンテーションし、組織改正に言及したのも多かった。

FCCの組織改正は、1999年11月8日の消費者情報局と施行局の設置以来のものであるが、前回の改正が必ずしも成功といえない面があったので、今回の改正はその修正という面もある。すなわち、「消費者情報局」を「消費者・政府関係局」とし、政府機関関係業務をも担当することとし、「施行局」は名称は変えなかったものの実施業務をかなり追加し、両局の強化を図っている。FCCはその費用を手数料収入で賄うようにすることが法律で求められているが、今回の改正もその線に沿うもので、委員会の運営の効率化が大きな狙いとなっており、実施部門が従来の7局構成から6局構成となり、99年改正以前の姿に戻ったことになる。今回の改正で長年慣れ親しんだCommon Carrier Bureauの名称が消えるのは淋しいが、公衆通信事業への競争導入が規制官庁の組織名にも採用され、なかなか変わりにくいとされ



KDD RESEARCH



●米国

る既存通信事業者の意識改革が改めて求められることであろう。ただ、今回の改正で通信サービスの有線と無線の区分が、規制組織上残存することになったが、メディア融合の折から、次の検討課題となることであろう。

なお、今回の改正は議会の承認通知 (congressional notification) があるまでは効力を発しないことになっているが、改正の趣旨が議会の要請に沿うものであるから、問題なく承認されるであろう。

(清家 秀哉)

<出典・参考文献>

FCC、FCCニュース (2002年1月17日)

FCC、オープン・ミーティング・プレゼンテーション

(http://www.fcc.gov/realaudio/presentations/2002/011702_open_meeting_presentations)

米国

ネクストウェーブ調停、失敗に終わる

米国破産法11条に基づいて再建中のネクストウェーブ社は、同社の保有するPCS (パーソナル・コミュニケーションズ・サービス、1.9GHzデジタル携帯電話) の事業免許を大手携帯電話会社に譲渡するという調停に基本合意していたが、必要な議会の承認を得られないまま時間切れとなり、調停は失敗に終わった。これらの免許は、次世代携帯電話方式 (3G) に転用可能であることや、大手各社が大都市で容量不足に陥っていることなどから行方が注目されていた。当面、これまでと同様の法廷闘争が続き、貴重な周波数が実用に供されない状態が続くことになる。

■ネクストウェーブ社設立と破産裁判の経緯

ネクストウェーブ社 (以下NWと略す) は1995年設立のベンチャー会社である。クアルコム出身のアレン・サルマシ氏が、クアルコムのほか、日本のソニーや韓国の浦項製鉄などから設立資金を集めてスタートした。PCS免許はAからFまでの6つに分かれているが、このうちCブロックとよばれる30MHzの免許は「ベンチャー枠」と呼ばれ、中小企業専用である。NWはこの免許を利用して、「回線卸売り」という携帯電話では新しいビジネスモデルの商売を始めることを目指した。この競売は予想以上に過熱したが、その中でもNWは有力と目されたために、一攫千金を狙った投資家が続々とNWに投資した。NWは潤沢な資金をバックにニューヨーク、ロサ



KDD RESEARCH



ンゼルスなど主要都市を含む63都市で免許を取得し、1996年5月に終了したCブロック競売ではダントツのトップ企業となった。免許料の総額は40億ドルにも上ったが、Cブロックの特典として、免許料の10年延払いが認められていたため、NWは集めた資金の大半を「頭金」としてFCCに支払い、残りの免許料と設備建設資金はその後調達する予定であった。

しかし、その後FCCでは免許の資格審査に手間取り、実際にNWに免許が認可されたのは1997年にはいってからであった。しかも、FCCはCブロックに続けてD・E・Fブロックの競売も実施した。このため、市場にはPCS周波数の過剰感が急速に出て、投資家の熱は冷め、NWはその後の資金調達に失敗、1998年6月にチャプター11（米国破産法第11条）適用を申請した。その際、「FCCは免許審査の遅れと競売の継続により、約束と異なる価値の低い商品を届けた」としてNWはFCCを訴え、免許料の引き下げをはかった。これにより、NWとFCCは決定的な敵対関係に陥ってしまった。第一審ではNWが勝訴したが、1999年初頭の第二審ではFCCが勝ち、「周波数免許に関する権限はFCCにあり、裁判所はその価値を決めることはできない」との判決が出た。NWはこれに対応して、免許料を全額一括して支払うという調停を申し出た。この頃にはまた周波数の逼迫感が出て価値が上がっていたため、NWは新たな資金を調達できたのである。しかし、FCCはこの申し出を拒否した上、破産裁判にはいってからNWは免許料の利息を払っていないことを根拠に、NWの免許取り消しを一方向的に通告した。

■表 1：ネクストウェーブ関連年表

1995年	7月	創業
	12月	Cブロック周波数免許競売開始。
1996年	1月	携帯ベンチャー、オムニポイント社が株式を上場、高値を呼ぶ。
	5月	Cブロック免許競売終了。NWの免許料は47億ドル。最初の頭金1億3000万ドルを払い込み。
	6月	NW株式上場を申請。
	7月	競売に負けた2社がNWの免許認可に不服を申し立て。理由は外資規制違反。
	8月	NW、MCI（現ワールドコム）社との大口販売契約を締結。
1997年	1月	FCC、NWに条件付きで免許を認可。NW、残りの頭金2億4700万ドルを払い込み。
	4月	Cブロック第二位のポケット社、会社更生法適用を申請。
	7月	NW、従業員400人を解雇。
	10月	Cブロック第三位のゼネラル・ワイヤレス（GWI）社、会社更生法適用を申請。FCCに対して免許料引き下げの訴訟を起こす。
	4月	GWI勝訴、免許料は84%引き下げ。
	6月	NW、会社更生法適用を申請。FCCに対して免許料引き下げの訴訟を起こす。
1999	4月	NW勝訴、免許料を10億ドルに引き下げる判決。FCC控訴。
	8月	FCCとネクステル社、NWの免許を16億ドルでネクステルに譲渡する合意に達したと発表。
	8月	NW会社再建計画、債権者と株主により承認。しかし、直後に上級審が再建計画発効を差し止め。





●米国

	12月	FCC上級審で勝訴、裁判所が免許料の値下げをすることはできないと判決。
2000	1月	NW、FCCに対して43億ドルの免許料残りを全額一括支払いすると申し出。FCCはこれを拒否、免許取り消しを表明。
	12月	NWから取り上げた免許の再競売開始。
2001	1月	再競売終了。ヴェライゾン、AT&T、シンギュラーが多くのライセンスを獲得。総額170億ドル。
	6月	上級審でNW勝訴、FCCの免許取り消しを無効とし、NWに返還する判決。
	11月	ヴェライゾン・AT&Tなど再競売勝者、FCC、NWの3グループ、ライセンスを大手に売却する調停に合意。

(出典) ネクストウェブ社資料

ここから、裁判は第二フェーズにはいる。争点が「免許料の引き下げ」から「破産法とFCCの権限のどちらが上か」ということに移ったのである。通常なら破産裁判中は、当該会社の債務はいったん棚上げされるため、利息や元本の支払いはしなくてよい。ここまでの裁判では、FCCは周波数免許という資産をNWに分割払いで売り渡した債権者という立場であったが、ここで「規制当局」という立場を前面に出し、破産法による「債務者の保護」よりもFCCの決定が優先される、という立場をとったわけである。これに対し、NWは破産法の優越を主張して、また新たな法廷闘争に突入した。

その背景には、周波数逼迫感から、大手携帯電話会社から「NWの周波数を開放せよ」との圧力が強まっていたことがある。これに押され、FCCは裁判の結果が出ていないにもかかわらず、2000年12月から2001年1月にかけて、NWから取り上げた周波数の再競売を強行した。結果は、ヴェライゾン・ワイヤレスを筆頭に、AT&Tワイヤレスとシンギュラー・ワイヤレスの関連会社（ベンチャー枠の優遇措置を利用するため、ベンチャー企業に出資して参加させた）などの大手が大半を落札し、免許総額は160億ドルに跳ね上がった。新しい落札者は、規定の頭金をFCCに払いこみ、免許の正式譲渡を待っていた。一方で、NWはその頃新しく発足したブッシュ政権につながるの深い弁護士や有カロピイストを雇い、最後の攻勢をかけた。

■調停成立から失敗まで

これが効を奏して同年6月、裁判所で「破産法の優越」を支持する判決が出た。FCCの免許取り消しは違法とされ、免許はNWに返還するように命令が出た。この事態を受けて、再競売勝者の大手各社はFCCに調停に持ち込むよう圧力をかけた。NWはあくまで自社建設を目指して調停に応じず、また国家予算にからんで多くの利害関係があるため、調停はなかなか進まなかった。しかし9月11日の同時テロ以降、戦費が必要になった議会には「早期解決」を目指す空気が高まった。FCCの新委員長マイケル・パウエルは、國務長官の息子でもあるため、政治力を使って根回しを行い、11月には大手キャリア、FCC、NWの3者で調停案がまとまった。大手電話会

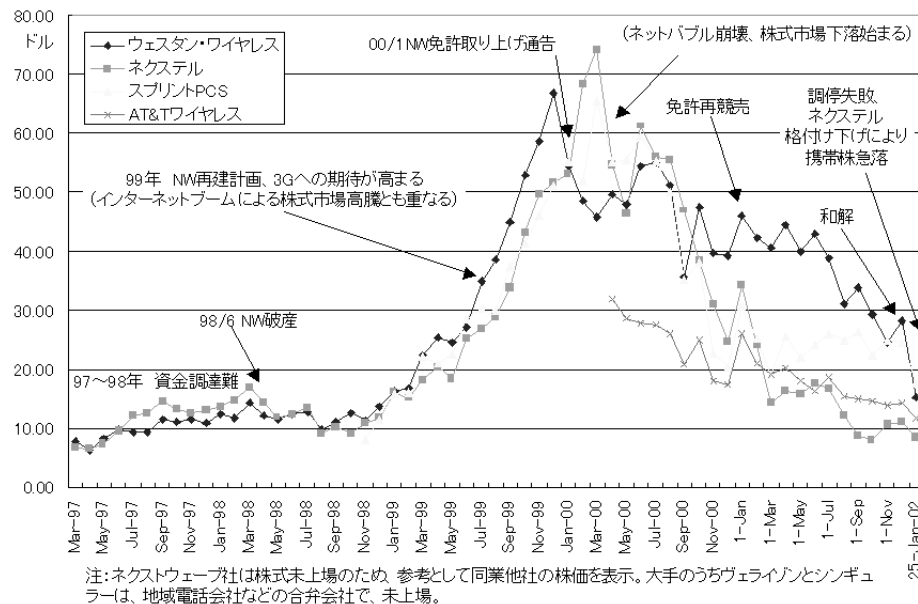


KDD RESEARCH

社が再競売時の価格160億ドルで免許の譲渡を受け、NWはFCCに対する負債40億ドルを返し、利益のうち60億ドルを税金として支払う。その他の負債を返したあとの残り50億ドルがNWの手元に残るといった内容であった。すべての関係者が満足する解がない中で、いわば「三方一両損」の妥協案であり、これで長年の争いに終止符が打たれると思われた。

しかし、この調停案には「議会の承認を2001年末までに得る」ということが条件として盛り込まれていた。議会では、NWが巨額の利益を得ることに対する根強い反発が一部議員の間にあり、結局必要なだけの支持を得ることができないまま、期限切れとなってしまった。これに伴い、交渉メンバーの中での最大手ヴェライゾンが交渉から脱落することを表明。また再競売の勝者は競売終了直後にFCCに支払った頭金の返還を求め、1月23日にFCCもこれを了承、頭金の大半が返還されることがほぼ決定した。FCCは再競売の勝者との間の法的関係が完全に切れないよう、頭金の一部は手元に残すことにすると報道されているが、これまでと同様の案をもとにした調停はもはや再開されることはなくなったのである。

■表2：移動体電話事業者株価推移



(出典) Yahoo!Financeをもとに筆者作成

■今後の展開

これで、状況は11月の調停成立以前と全く同じ状態に戻った。FCCは「破産法の優越」という点に関して最高裁に控訴しており、現在最高裁ではこの件を取り上げるかどうか検討している。もし最高裁が取り上げれば、少なくとも2003年までは法廷闘争がこのまま続くことになる。その結果、もしFCCが勝訴すれば免許はFCCが入手する。そこでもし負けるか、あるいはその前に最高裁が棄却すれば、免許は晴





れてNWの手に戻るが、大手事業者などがなんらかの理由を見つけてさらに訴訟を行う可能性もあり、当分泥沼の法廷闘争が続くと見てまちがいなさそうである。

どちらに転んでも、先行きは不透明である。あまりに先のことになる、その時点で業界がどうなっているか、免許の価値がどう評価されるか、大手各社がどう動くか、など予想困難なことが多すぎる。一方、NWが免許を手にしても、建設資金を調達できるか、調達したとしても事業が成功するか、を危ぶむ声も多い。ヴェライゾン以外はまだ調停脱落を表明しているわけではないので、なんらかの形での和解がまた行われる可能性も残されている。

一方、NWはこれまでと同様に、設備建設をすすめると表明している。NWは免許料延払いのため問題となっているCとFブロック以外の免許（DとF）も一部所有しており、これらの免許地域、デトロイトとマディソン（ウィスコンシン州）ではデータと音声のサービスを今年中に開始する予定である。

● COMMENT

■携帯電話事業の景気サイクル

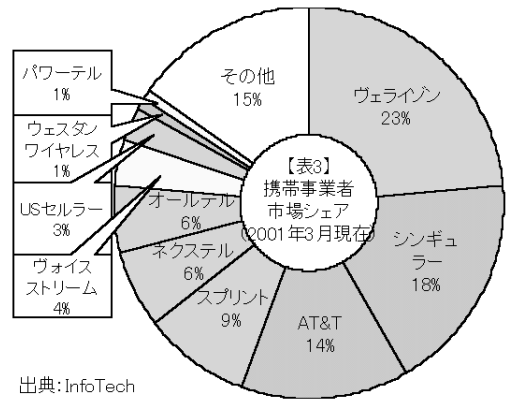
NW事件の経緯を見ると、その背後に「携帯電話事業の景気サイクル」が色濃く反映されているのがわかる。景気が上向きとなると周波数の価値が高騰し、逆に下向きになると下落する。NWの資金調達力はこの景気サイクルとダイレクトにリンクしており、また大手キャリアの免許獲得への熱意もこれと同期している。このため、景気がよい時はNW側も大手側も強気になり、悪い時は誰も見向きもしなくなる。このことが、問題の解決をますます難しくしているのである。

こうした景気サイクルは、固定系の長距離バックボーンにも見られる現象であるが、長距離では5年から10年の比較的長いサイクルで上下するのに対し、携帯電話では短いときは1～2年の短いサイクルで急速に過熱したり冷え込んだりするのが特徴である。これは、長距離のサイクルが「実需」と「在庫」を背景としているのに対し、

携帯電話ではこれだけでなく、「周波数」という限られた資源の価値をめぐる「市場心理」が主要なファクターとなっているためである。過熱時には「既得権益の価値は高い」と思い込みがちで、特に周波数の競売の際には「10年に一度のチャンス」という心理が働き、市場の過熱をますますあおる。しかし、実際には競売により周波数の供給が急激に増える訳で、競売が終わった後には供給過剰感が出て一気に市場が冷え込む。米国でも欧州（英国・ドイツ）でも、ここ数年の周波数競売の前後にはこのような景気の波の上下が見られた。

■景気サイクルとNW事件のリンク

Cブロックの競売当時（1996年）もこうした現象が起きた。競売は過熱したが、当時は周波数だけでなく、デジタル化も同時に進行していたため、全体として回線





容量は急速に増加、景気は下降に向かった。NWは資金難に陥ったが、大手キャリアはこの周波数にそれほど関心を示さず、NWに食指を動かす者はいなかった。その後料金に低下によりユーザーの使用量が増加、1999年頃にはまた大都市で容量不足が問題になり始め、また日欧で3G向けの新しい周波数割り当ての動きが本格化して、また「周波数」に人気が集まってきた。両者ともに強気となり、NWは免許料全額支払を申し出、一方FCCは大手に押されて免許取り上げを決めた。この上昇局面がピークに達したのが、2000年末から2001年初にかけての再競売時である。大手キャリアは、元来の免許料の4倍という値段を平気でつけた。NW側も資金は豊富なので、大物ロビイストや弁護士を雇うことができ、闘争は続いた。

しかし2001年後半から、世界的に携帯電話市場の成長鈍化がはっきりしてきた。欧米の加入者数は伸び悩み、米国経済全体の経済悪化もあり、ノキア、エリクソン、モトローラの携帯端末大手3社がそろって苦境に陥った。期待の無線インターネットはいまひとつで、他に新材料もない。こうして執筆時現在の2002年1月は、市況の下降局面の入り口にはいったところである。需要の伸びが鈍化する中、周波数不足の緊急度も低くなり、大手キャリアの周波数確保への熱意は少々冷めつつある。

従って、カギは「周波数市況が低迷するこの先1年から2年の間、NWが生き延びられるかどうか」というところにありそうだ。2003年以降まで法廷闘争が続くと、その頃までに市況が上昇に転じている可能性がある。大手は、容量不足解決のためにNW以外の中小キャリアを買収するとの予想もあるが、こうした中小キャリアはおもに過疎地域を持っており、大都市での容量供給を増やすことはできない。いずれは天井にぶつかって供給不足状況に陥ることになるため、その時点でNWが免許を確保できていれば、NW自身がサービスを行うか、大手が買い取るか、どちらかの解決がはかられることになる。それまでの間に資金が底をつき、清算ということになると、FCCと大手キャリアの思惑通りとなるわけである。

このように、NW事件の経緯は、「通信市場における景気サイクル」を見るためのよい事例でもある。キャリアや政策担当者は、現状の傾向が永遠に続くのではなく、「景気は循環するもの」ということを念頭において種々の意思決定を行うべきである。

(海部 美知 ENOTECH Consulting代表)





米国

グローバルクロッシングが破産法第11章の適用を申請

業績悪化を伝えられていた米国の新進通信事業者グローバルクロッシングは、1月28日、連邦破産法第11章による更生手続きの申請を行い、日本流にいうと事実上倒産した。エンロン、Kマートに続く大型倒産で回復基調に進みかけた米国経済に冷や水を浴びせた格好だ。同社の従来のキャリアと一風変わった運営方針には通信関係者の注目を集めていたが、過剰投資に続く需要低迷という一般的パターンで倒産への道を歩むこととなった。

1. はじめに

米国のグローバルクロッシングといえば、世界を結ぶ光海底ケーブルを建設し、キャリアーズ・キャリアーとして伝送路の提供を行う事業者であるとともに、米国第6位の長距離通信事業者であり、また、世界各地に子会社を設置し、エンドユーザーへの通信サービスを提供するなど、その社名が示すように、新進通信事業者の中でも積極的かつ斬新な経営方針でグローバルなサービス提供を行うなど、通信関係者の注目を集めていた。ところが、光海底ケーブル網の建設などに多額の投資を行い、財務状況が悪化していたところへ、通信需要の頭打ちなどの影響もあり、ついに連邦破産法第11章による会社更生手続きの申請を行い、日本流に言えば「事実上倒産」することとなった。エンロン、Kマートに続く同社の破産法第11章申請という言わば「倒産三題噺（さんだいばなし）」によって、せっかく回復基調に進みかけた米国経済が冷や水を浴びせられた形である。以下同社の資料、米国の新聞論調などを参照しつつ、同社が事実上倒産するに至った道程をたどってみよう。

2. グローバルクロッシングの概要

グローバルクロッシングは、1997年3月に設立された若い会社で、英領バミューダ島^(注1)のハミルトンに本社を置いている。同社は設立直後にAtlantic Crossing 1^(注2)の建設契約を締結している。その後も次々と光海底ケーブルの建設を行い、世界的ケーブルネットワークを完成した。そして世界中の27か国、主要200都市を結ぶ世界最初のIPベースのネットワークを設置した。

同社の営業収入は、1999年が15億6600万ドル（2108億6200万円）で、2000年が23億5600万ドル（3172億3500万円）であり、50パーセントを超える高率の伸びを示していた。

(注1)

バミューダは、ニューヨーク東南方約1200キロの大西洋上の島で、英国の植民地であるが、独立国に準じた扱いがなされている。同地はタックス・ヘイブン（租税回避地）として国際的に有名で、多くの会社が同地に本社を置いている。インテルサット民営化後の承継会社であるIntelsat Ltd.も形式上の本社をバミューダにおいている。

(注2)

Atlantic 1ケーブル・システムは、当時としては最新式の光ケーブル・システムで、米国、英国、ドイツをリング状に結ぶ4芯構成の大容量自癒式波長分割多重方式（WDM）システムであった。



KDD RESEARCH



ワールドコムのような新進通信事業者や多くのIT企業がNASDAQ銘柄であるのに対して、グローバルクロッシングはれっきとしたニューヨーク証券取引所（NYSE）の上場銘柄である。しかし、同社の業績不振を反映して、その株価は下降トレンドをたどり、2001年1月に約25ドルであった株価が同年5月頃から急落し、10月ごろから1~2ドルとこれ以上上がり得ない底値で低迷していた。そして破産法第11章適用申請の1月28日には30セントとなった。NYSEは、同社の破産法第11章適用申請によって同社の上場を廃止することを同日決定した。

なお、同社の財務の現状などについては、日本経済新聞12月29日付9面に詳しく紹介されており、現在「約109億ドル（約1兆4000億ドル）の債務超過に陥っている」とされているが、同社が2001年11月14日に証券取引委員会（SEC）に提出した10-Q報告書（四半期財務報告書）によると同年9月30日現在の純資産が108億7200万ドル（1兆4639億円）とされており、きわめて急速に財政状況が極度に悪化したことになる。

3. 破産法第11章の適用申請とスポンサーとの契約

前述のように、グローバルクロッシングは2002年1月28日ニューヨーク州南部連邦破産裁判所^(注3)に連邦破産法第11章（合衆国法典第11巻チャプター11）^(注4)の適用を申請し、事実上倒産した。米国では破産法第11章の適用を受けることになった企業も営業を継続するのが通常^(注5)のようで、同社も営業は従来どおり続けている。同法第11章は、申請会社の再建を支援するスポンサーの出現を歓迎しており、グローバルクロッシングの場合も香港のハチソン・ワンポア・リミテッドとシンガポールのシンガポール・テクノロジー・テレメディア Pte. Ltdが共同で7億5000万ドル（1010億円）の現金出資を行う旨のレター・オブ・インテントに同日調印した。この出資によって両社はグローバルクロッシングの株式の過半数を確保することになる。この出資の履行は2002年8月末までに下されると予想される再編成計画の裁判所による確認の後になされる予定である。

グローバルクロッシングは、世界の主要国に現地法人や合併会社を設置し、当該国での営業を展開しているが、今回の同社の第11章申請によって直接の影響を受けるケースはまだ現れていないようである。代表的な関連会社であるアジア・グローバルクロッシングについては、本社の第11章申請は関係ないとグローバルクロッシングが明言している。日本においても日本の会社との合併企業が第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者として営業しているが、特別の法的措置の申請はなされていないようである。

COMMENT

大手というか準大手というか有力な通信事業者が倒産又は事実上倒産した事例はヨーロッパでは散見されるが、米国ではここ数年では初めてだと思われる。資本主義社会においては倒産は企業活動につきものである。そのこと自体を問題にする気はないが、通信事業において適切な競争と運営の多様性が確保されることが望ま

(注3)

米国では破産事件は特別裁判所としての破産裁判所で審理されることになっているが、現在は破産裁判所は事実上は地方裁判所に吸収された形になっている。したがって、本件も事実上ニューヨーク州南部連邦地方裁判所で審理されることになる。

(注4)

「連邦破産法第11章」を新聞などでは「連邦破産法第11条」と記載しているものが多いが、これは明らかに誤りである。連邦破産法が収録されている合衆国法典第11巻には多数の倒産処理関係の規定があり、そのうちチャプター11に会社更生（Reorganization）の規定がある。このチャプター（章）には第1101条「定義」から第1174条（鉄道会社の）「清算」まで37か条（Section）の規定が含まれている。したがって、Chapterを条と訳すのは明らかに不適正である。マスコミが前例踏襲でそのように訳すのはやむをえないかもしれないが、学者や研究者の一部が「第11条」と訳しているのは原文を見ていないことを自白するようなもので恥ずべき行為である。

(注5)

例えば、随分前に破産法第11章の適用を受けた米国の大手航空事業者のノースウエスト・エアラインズが同法の適用後も不採算路線の廃止や人員削減などの合理化施策を実施したが、路線の営業は従来どおり実施し、従来以上の業績をあげるようになったことは注目に値する。



KDD RESEARCH



●米国

れる。グローバルクロッシングは、USウェストの買収についてクエストと争ったり、自社で使用する容量をはるかに超えるケーブル・ネットワークを構築したり、いろいろ独自の政策を展開してきた。このような企業が通信業界から姿を消すことは通信産業における事業者の多様性を減殺することになるので、戦略の修正は避けられないと思われるが、同社の再建が順調に進むことを期待している。ただ新しいパートナーとなる2社のうち、ハチソン・ワンポアは多角的投資と一方的転売を戦略的に行ってきた会社であり、本当にグローバルクロッシングの再建に協力するのかどうか不安がないわけではない。

〔付記〕本稿提出後、また通信事業者の倒産のニュースが舞い込んだ。すなわち、1月31日に米国第16位の長距離通信事業者で、アイオワ州に本拠を有する McLeod USA が破産法第11章の適用を申請した。同社は1999年にFCCの通信事業者統計に初めて現われた若い会社であるが、1999年の営業収入2億3200万ドル（312億3900万円）に対して2000年の営業収入は4億4800万ドル（603億2300万円）で、93パーセントという高い成長を示していた。有力長距離通信事業者のひきつづく事実上の倒産に加えて、第1位のAT&Tの不振や第2位のワールドコム株急落など、米国長距離通信事業の環境は厳しい。

（清家 秀哉）

<出典・参考文献>

- ・グローバルクロッシング・プレスリリース（2002年1月28日）
- ・Global Crossing Files for Chapter 11, Plans to Reorganize with Asia Firms (Wall Street Journal Online, January 29, 2002)
- ・In Another Big Bankruptcy, as Fiber Optic Venture Fails (New York Times Online, January 29, 2002)
- ・「米グローバルクロッシング 連邦破産法を申請」、日本経済新聞2002年1月29日付9面
- ・McLeod USA Files for Chapter 11; Forstmann to Inject Fresh Funds (Wall Street Journal Online, January 31, 2002)
- ・FCC, Statistics of Communications Common Carriers, 2000/2001 edition, September 2001

<文中の換算率>

1ドル＝134.65円（2002年1月28日の対顧客電信売り相場）



KDD RESEARCH



米国

米国の特許取得で、日本企業が健闘 — IBMは9年連続首位

米国特許商標庁の発表によれば、2001年の企業別特許取得件数で、最上位10社中日本企業が7社を占めている。製造業の空洞化が懸念されている昨今であるが、技術開発力の一つの指標である特許取得件数で米国のベストテンの7社を占めていることは頼もしいデータである。

米国特許商標庁 (USPTO) ^(注6) は、2002年1月10日、民間企業による2001年の米国特許取得の企業別件数の最上位10社の社名と取得特許件数を発表した。この発表は恒例のものであるが、年初の10日に前年の名寄せデータが発表されるのはさすが統計重視の国である。

USPTOが発表したデータは次表のとおりであるが、それによると日本企業がトップ・テンのうちなんと7社を占めている。この顔ぶれはいずれも技術開発について定評のある企業であるが、前年10位から外れていた3社（松下電器産業、日立製作所、三菱電機）が登場していることは評価される。特に、かつて米国特許取得件数の上位を占めるのを常としていた日立製作所が8位に復活したことが注目される。

(注6)

米国の特許の主管官庁は商務省外局の「特許商標庁」(United States Patent and Trademark Office)で、名称に特許のほかに商標が含まれているが、機能的には日本の特許庁とほぼ同様である。同庁の長官は正式には「知的財産権担当商務次官補」(Under Secretary of Commerce for Intellectual Property)である。

米 国 特 許 取 得 件 数

2001年 暫定順位	2001年特許 取得暫定件数	企業名	2000年 確定順位	2000年特許取得 確定件数
1	3,411	IBM	(1)	(2,886)
2	1,953	NEC	(2)	(2,021)
3	1,877	キャノン	(3)	(1,890)
4	1,643	マイクロン・テクノロジー	(7)	(1,304)
5	1,450	サムソン電子	(4)	(1,441)
6	1,440	松下電器産業	(11)	(1,137)
7	1,363	ソニー	(6)	(1,385)
8	1,271	日立製作所	(13)	(1,036)
9	1,184	三菱電機	(14)	(1,010)
10	1,166	富士通	(10)	(1,147)
合計	16,758			(15,257)

注：2001年のデータは暫定値で、確定値は4月上旬に発表の予定である。

最上位10社のリストで特に注目されるのは、①10社のすべてがいわゆるIT企業であること、②IBM社が9年連続首位をキープしたばかりでなく、前年比18.2パーセント増で3400件を超える記録を樹立し、2位のNECを断然引き離し、上位10社の取得



KDD RESEARCH



●米国

件数合計の20.4パーセントを占めたこと、③韓国のサムソン電子が前年にひきつづき日米以外で唯一リストアップされたこと、④米国のマイクロン・テクノロジーがIBM以外の唯一の米国企業として前年より順位を上げたことが挙げられる。

このリストを発表するに当たり、ジェームズ E. ローガンUSPTO長官は、次のように語っている。

「アメリカ合衆国特許の保有者のリーダーが米国企業であることを誇りに思う。特許は、技術の進展を促進するものであり、自由な競争企業にとって強い力となるものである。合衆国の特許システムに対する世界の信頼は、米国市場の強さを確認するものであり、リセッションの終結をもたらすのに重要な役割を果たすものである。」

COMMENT

米国の代表的なグローバル企業を3社挙げるとすれば、多くの人はIBMとマイクロソフトとGEを挙げるであろう。しかし、これら3社のうち、米国特許取得のベストテンに含まれているのはIBMのみである。IBMはかつて、コンピュータ・ソフトウェアの保護を特許ではなく、著作権によるよう政府に働きかけ、WIPOでのプログラム権の審議が打ち切られた経緯もあり、ソフトウェアは著作権で、ハードウェアは特許でという知的所有権二元戦略をとっていたが、ソフトウェアのより強固な保護とサービス事業の増大への対処のために、非ハード部門への特許の援用を図るようになり、USPTOのソフト特許容認の審査方針の転換もこれあり、特許戦略の強化を図り、特許出願の大幅増加をもたらした、それが同社の特許取得首位の持続をもたらしたものだといえよう。

これに対して、マイクロソフトは「ソフトウェア著作権主義」を維持している模様で、特許の出願が比較的少ないようである。さらにGEは、代表的な電機メーカーであるとともに、積極的なコングロマリットの展開も推進しており、特許取得ベストテンに姿を現してもよいと思われるのに、そうならない理由がどこにあるのか容易に見出すことはできない。

一方、日本企業が特許の本場米国で本国企業を差し置いて特許取得ベストテンに7社も進出していることは、技術大国日本の真髄を発揮したものとして高く評価されるどころであるが、基礎研究にあまり力を注がず、実用技術の開発に傾注して、米国の特許市場を席捲しているという批判が出る可能性もあるだろう。いずれにしても、日本の製造業空洞化の危険が深刻になっているときに、技術まで空洞化しては大変であり、技術レベルの指標としての特許取得件数で世界一を維持していることは頼もしいことであり、技術尊重企業のますますの奮闘を期待する次第である。

(清家 秀哉)

<出典・参考文献>

USPTO、プレス・リリース (2002年1月10日)

IBMのホームページ (http://www.research.ibm.com/about/patent_highlights.shtml)

マイクロソフトのホームページ (<http://search.microsoft.com/>)

GEのホームページ (<http://www.ge.com>)

マイクロン・テクノロジーのホームページ

(<http://www.micron.com/content.jsp?path=/About+Micron/Corporate+Organization>)



KDD RESEARCH

ブラジル

ブラジル電気通信庁（ANATEL）、2002年以降の通信規制緩和策を発表

3年にわたり議論されてきた、ブラジルの通信市場を一層規制緩和し、競争を導入するガイドラインが2001年の終わりにかけて発表された。市内通信サービスの競争を促進するために、市内通信サービスの提供を希望する事業者には、人口50万以上の都市でのサービス提供条件を年次ベースで数値化している。

ブラジルの電気通信庁（ANATEL）は、2001年11月29日、2002年以降の電気通信市場において競争を一層促進するために規制緩和を意図した規則を発表した。当初2002年初頭からブラジルの通信市場は完全な自由化が実施される予定であった。しかし、すくなくとも2005年末までは完全自由化が実現されることは無くなった。固定通信サービスを提供する地域は、現行の3地域区分が踏襲された。サービス提供範囲の条件や新サービスの提供について規定している新たに発表された規則は、既存の事業者だけではなく新規参入予定者にも適用される。

■表：2002年市場規制緩和規則内容

	規制内容	備考
市内・長距離サービス	通信事業者はその地域で市内サービスを提供することなくして、国内長距離通信サービスの提供を申請することができない。国内長距離サービスは、国際サービス的前提である。	大きな投資を必要とする市内サービスの提供を条件とすることは、長距離市場の競争を制限することになる。なお、市内サービスだけを希望する事業者には何の条件も課されていない。
長距離サービス提供の条件	3つの固定通信地域のうちのいずれか1つの地域で長距離サービス（市内サービスと同じ意味になる）を提供しようとする通信事業者は、2005年までに全ての州都及び50万以上の人口を有する全ての都市をサービス提供地域としてカバーしなければならない。2つの地域で提供する場合には、70万以上の都市、3つでは100万以上の都市全てにサービスを提供しなければならない。	原案では20万以上の人口を有する都市を条件としていたが、条件が緩和された。50万以上の人口の都市を条件とすると、ブラジルには40市あり、4960万人が包含される。現存の長距離通信会社（Embratel）が市内サービスを提供する場合は、左記条件は適用されず自由である。
サービス品質（QOS）	サービスの開始から180日以内に、1998年に制定されたQOSを満たさなければならない。	
アンバンドル化	通信事業者に義務付ける。	上限価格制の料金制度が取り入れられる予定であるが、どのようにアンバンドル化を進めるかの特別の規定は発表されていない。
期間	通信事業者は電気通信庁と合意を交わした後1年以内にサービスを開始する必要がある。この規則全体の有効期間は2005年までとする。	



●ブラジル

■表：年次ベースのサービス提供地域条件

	2002年の新規参入者	2003年の新規参入者	2004年の新規参入者	2005年の新規参入者
1年目	該当都市の25%以上	該当都市の25%以上	該当都市の25%以上	該当都市の25%以上
2年目	50%以上	50%以上	50%以上	
3年目	75%以上	75%以上		
4年目	100%以上			

ブラジルの通信市場は、2006年までに完全に規制撤廃される可能性は無くなったが、その後は、どの事業者もどこの地域でも要望するサービス提供を申請することができるようになる。今回の規制を受け、長距離通信では支配的地位にあり、企業向けデータ通信分野でも優越な地位を築いているEmbratelはリオデジャネイロやサンパウロなど上位9都市からの市内通信参入を表明した。また、サンパウロ州を中心に地域サービスを提供しているTelefonicaは、長距離・市内の両市場で全国的なサービス展開をする意向である。北部東部で地域サービスを提供しているTelmarは、固定サービス地域の拡大については明言せずに、16の州で2.5世代の携帯電話サービスを開始する計画を発表した。

COMMENT

ブラジルでは、全土の約80%の地域の通信サービスは、いわば自然独占という形でサービスが提供されている。年も押し詰まって発表された新規規則は、市内通信市場での競争が3年前に予想したよりも進展してないことを背景に、市内通信市場での競争促進を意図したものである。しかし、今回の内容は、他のラテンアメリカ諸国に比べると後退したものになった。年が改まったからといってすぐに意図した新しい競争が生まれるということにはならないだろう。それどころか、今度の規制緩和策が市内通信サービスの競争促進に結びつくとは期待する向きは少ない。2006年後でも競争が進展することはないだろう。高い利益を生み出しそうな市場では、数年前から暫定的な競争政策が導入され、すでに競争は始まっているからである。長距離通信市場でも競争が進展するのは2006年以降と見られている。

なお、ブラジルの固定・移動体・インターネット市場の概要を知りたい方は弊誌2000年4月号をご参考願いたい。

(吉澤 生雄)

<出典・参考文献>
Latincom (2002年1月11日号)



KDD RESEARCH



EU

EU、加盟国の通信自由化に関する第7次報告書を発表

欧州委員会が2001年11月末に発表した第7次報告書の概要を紹介し、EUの電気通信市場の現状、規制の動向のほか、新指令案の実現に向けた取り組みを概観する。

1. 通信自由化に関する第7次報告書

EU欧州委員会（以下、「委員会」という）は、2001年11月末に、「電気通信規制の導入状況に関する第7次報告書」^(注7)（以下、「第7次報告書」という）を発表した。この報告書は、EU通信市場を1998年に完全自由化した現行の法的枠組^(注8)を、EU加盟国がどの程度まで導入しているかについて定期的に調査した結果をまとめたもので^(注9)、EU電気通信市場の現況、加盟国ごとの規制の状況および基礎データが含まれている。

委員会は、現行の指令に置き換わる新しい指令の案を、2000年7月に欧州議会（the European Parliament）および閣僚理事会（the Council）に提案した。現在これらの新指令案^(注10)は、欧州議会と閣僚理事会において採択に向けて最終的な審議が行われ、近く結論に達するものと見込まれている。委員会は、新指令による新しい規制の枠組みが加盟各国の法制度やその執行において円滑に導入されるための前提条件として、現在の枠組みが十分効果的に機能しているかどうかという点が重要であると考えている。第7次報告書において、欧州通信市場を自由化した98年規制体系の主な成果として、市場の成長、価格の低廉化、事業者選択の多様化が挙げられている一方で、新指令体制への移行という観点から、未解決の規制上の問題点も指摘されている。

以下に、その概要を紹介する。

2. 市場規模

2.1 市場全般の概要

EUの通信市場の規模は、金融市場の低迷にもかかわらず、2001年において対前年比9.5%増加し2,180億ユーロと見込まれている。増加率は前年と比較して3ポイント低下した。サービス別の対前年比増加率は、移動通信が22.3%で前年の増加率38.1%と比較して15.8ポイント下落したものの引き続き通信市場を牽引し、ついで専用線およびデータ交換サービス（以下、「データ」という）が3.8%、固定電話が2.7%であった^(注11)。サービス別の市場規模および市場シェアは、固定電話が1,100億ユーロ

(注7)

本報告書の正式な名称は、「Seventh Report on the Implementation of the Telecommunications Regulatory Package」（COM(2001)706）である。

(注8)

98年規制体系（the 1998 Regulatory Package）と総称され、1998年までに採択された20の指令からなり、相互接続指令（Interconnection Directive、97/33/EC amended by 98/61/EC）、音声電話指令（Voice Telephony Directive、98/10/EC）等サービスごとに個々の市場を規律している。

(注9)

第7次報告書に記載されている情報については、市場関係の数値は2001年8月1日現在であり、規制の内容は2001年10月31日現在のものである。

(注10)

新指令案は、5件の指令案（共通する規制の枠組み、アクセスと相互接続、免許、ユニバーサルサービスと利用者の権利、およびデータ保護とプライバシー）、98年規制体系における自由化に関する指令を統合した指令案、および無線周波数に関する規制の枠組みについての決定案からなる。



KDD RESEARCH

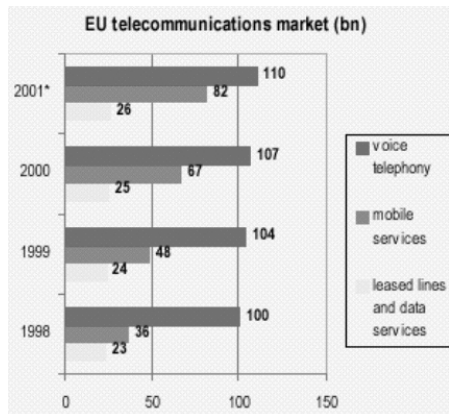


(注11)

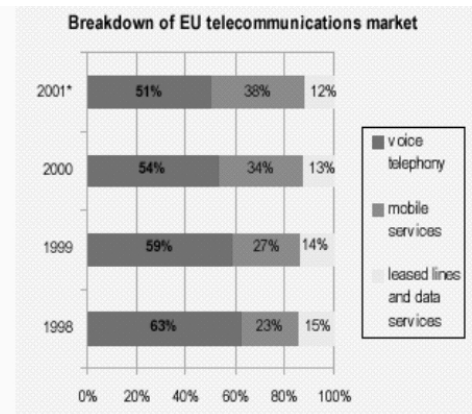
第7次報告書は、固定電話の売上げにおける増加率は、料金値下げの影響で伸びが鈍化しているが、分数においてはダイヤルアップのインターネット接続の増加により増加率も堅調に推移している、と指摘している。なお、固定電話の分数における増加率は、不詳。

で51%、移動通信が820億ユーロで38%、専用線等が260億ユーロで12%であった。固定電話のシェアは、年々低下しているが、なお市場の過半を維持している。一方、移動通信は二桁の増加率を示しており、今後通信市場でのシェアは一層増加するものと見込まれる。

■図1：EU通信市場規模の推移 (サービス別売上高)



■図2：EU通信市場における売上高に占めるサービス別シェアの推移



また国別では、各サービスに共通して上位4位までは、ドイツ、英国、フランス、イタリアが占め、5位、6位は、各サービスともそれぞれスペイン、およびオランダが占めている。さらに、国別でみたサービス別の売上高における市場シェアでは、オーストリア、スペイン、およびフィンランドにおいて、移動通信が固定電話を上回っている。

EU加盟国民における電気通信サービス（CATVを含む）に対する一人当たりの平均年間支出額は、2000年において762ユーロであり、対前年比で14%増加した。

■表1：EU加盟国の国別電気通信市場規模（2001年予測）

単位：億ユーロ

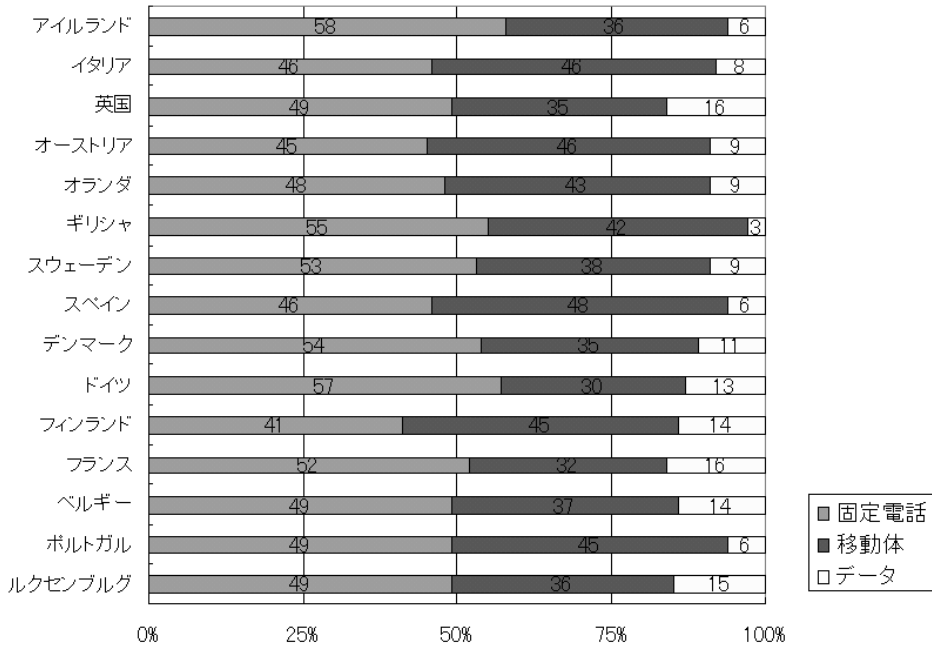
	市場全体	2,180	固定電話	1,100	移動体	820	データ	260
1	ドイツ	466	ドイツ	265	イタリア	147	ドイツ	61
2	英国	360	フランス	179	ドイツ	140	英国	59
3	フランス	343	英国	175	英国	126	フランス	55
4	イタリア	323	イタリア	148	フランス	109	イタリア	28
5	スペイン	228	スペイン	105	スペイン	109	スペイン	14
6	オランダ	108	オランダ	52	オランダ	46	オランダ	10
7	ベルギー	56	ベルギー	28	オーストリア	23	ベルギー	8
8	スウェーデン	53	スウェーデン	28	ギリシャ	21	スウェーデン	5
9	オーストリア	51	ギリシャ	27	ベルギー	21	フィンランド	4



KDD RESEARCH

10	ギリシャ	50	オーストリア	23	スウェーデン	20	オーストリア	4
11	ポルトガル	45	ポルトガル	22	ポルトガル	20	デンマーク	4
12	デンマーク	36	デンマーク	19	デンマーク	14	ポルトガル	3
13	フィンランド	28	アイルランド	16	フィンランド	13	ギリシャ	2
14	アイルランド	27	フィンランド	11	アイルランド	10	アイルランド	2
15	ルクセンブルグ	3	ルクセンブルグ	1.5	ルクセンブルグ	1	ルクセンブルグ	0.5

■図3：EU加盟国における売上高のサービス別シェア（2001予測）



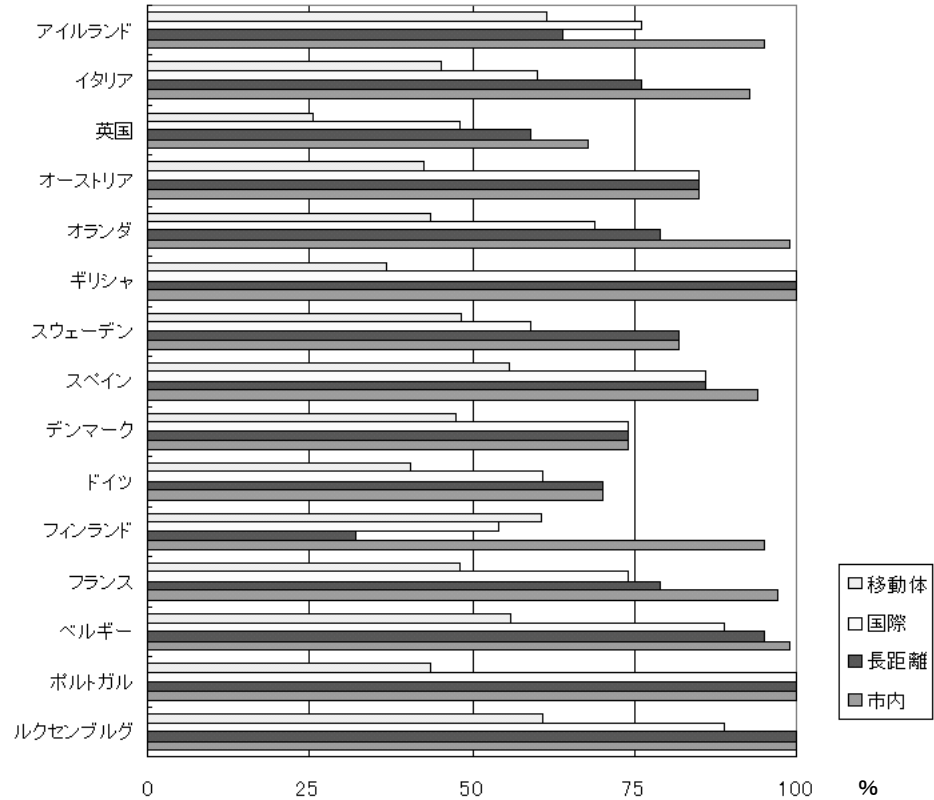
固定電話における事業者の選択については、加盟国中12か国ですべての居住者が国内長距離・国際通話の事業者を5社以上の中から、6か国ですべての居住者が市内通話の事業者を5社以上の中から、それぞれ選択することが可能であった。また、事業者の事前登録（carrier pre-selection）については、EU全体で、国内長距離・国際通話の事業者の214社、住宅顧客向け市内通話の事業者の110社（対前年比58%増加）が登録している。

元独占事業者（incumbent）の固定電話における売上高のシェアは、自由化以降減少し、EU全体で市内通話が10%、国内長距離通話で20%、国際通話で30%それぞれシェアを失った。





■図4：EU加盟国における元国营通信事業者のサービス別シェア（2000年末現在）



(図注) 移動体については、携帯電話加入者数におけるシェア、市内・国内長距離・国際通話については、売上高におけるシェアである。

料金については、元独占事業者が提供する市内通話料金が前年とほぼ同水準にとどまっている以外は、競争の進展により引き続き低廉化している。国内長距離通話の3分間当たりの平均料金は対前年比で11%、10分間当たりの平均料金は同14%、それぞれ値下げとなった。EU全体での国内通話関連（市内・国内長距離通話料金および基本料）の元独占事業者への月平均支出額は、1998年から2001年において、住宅顧客については37.02ユーロから32.75ユーロ（VATを含む）に、企業顧客については85.57ユーロから68.54ユーロ（VATを含まず）に、それぞれ減少した。また、国際通話の料金は、住宅顧客向けが対前年比17%、企業顧客向けが同21%それぞれ値下げとなった。なお、新規事業者の料金は、市内・国内長距離・国際通話のすべてで、元独占事業者より低廉となっている。一方EU全体での月平均基本料は、料金のリバランシングの結果、住宅顧客では対前年比7%、企業顧客では同3%それぞれ増加した。

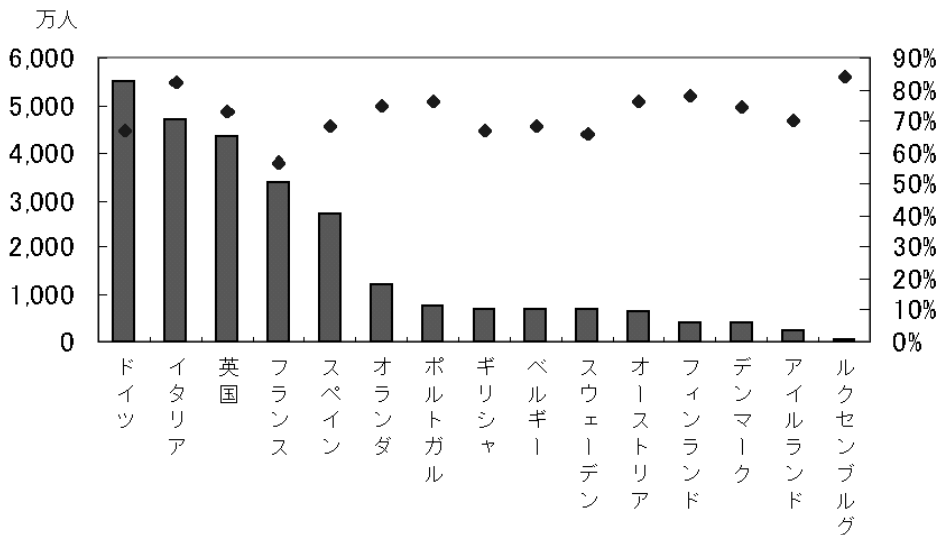
また、市内・国内長距離通話において、スペイン、ポルトガルを除く加盟各国では、距離による通話料金の格差が縮小される傾向が顕在化してきた。多くの国では、50kmと200kmの距離区分が解消される方向にある。委員会は、この方向を料金がサービス提供に係る実コストを反映するようになることと捉え、肯定的に評価している。



2. 2 携帯電話市場の動向

携帯電話市場は順調に成長を続け、2001年8月において、EU全体の加入者総数は前年同期の1億9,400万加入から2億6,300万加入に36%増加し、普及率は55%から73%に増加した。加盟国の中で、普及率が80%を超えた国は、ルクセンブルグ（84%）、オーストリアおよびイタリア（各82%）の3か国で、最も低い国はフランスの57%であった。

■図5：EU加盟国の携帯電話加入者数および普及率（2001年8月現在）



第3世代携帯電話（3G）の導入については、「UMTS（Universal Mobile Telecommunication System）に関する決定」^(注12)に基づき、加盟国は自国内で3Gサービスを協調的漸進的に導入するために必要なあらゆる行動をとることとされている。3G免許については、2001年末までに加盟国中13か国で交付された。免許が未交付の国は、アイルランドとルクセンブルグの2か国である。免許の選定方法は大きく分けて、比較審査方式（beauty contest）とオークション方式の2方式が採られている^(注13)。各方式を採用する加盟国はほぼ半数ずつに分かれ、比較審査方式による国が8か国、オークション方式による国が7か国である^(注14)。このように免許選定の方式が国により異なっていることは、98年規制体系における免許制度の枠組に由来するものであるが、EU全体の3G市場の平準化を妨げる恐れがある点が懸念されている。

上述の「UMTSに関する決定」においては、3Gサービスの開始時期は定められておらず、免許交付の手続きを決める際の目標として、2002年1月1日が同日からサービスを開始すると想定しても支障がないように対処すべき期限とされていた。しかし、事業者の財務状況の悪化、端末の開発の遅れ等により、サービス開始時期はこの想定より後退している。現在のところ各国で本格的な商用サービスが開始されるのは、2003年以降と目されている^(注15)。

(注12)

本決定の正式な名称は、「共同体における第3世代移動無線システム（UMTS）の協調的導入に関する決定」（Decision No 128/1999/EC of the European Parliament and of the Council of 14 December 1998 on the coordinated introduction of a third-generation mobile and wireless communications system（UMTS） in the Community）という。

(注13)

比較審査方式とオークション方式のどちらの方式を採用するかは、選定に当たり客観性、非差別性、均衡性、透明性の原則に従っている限り、加盟国の判断により決定できる。

(注14)

免許が交付されていない、アイルランドおよびルクセンブルグにおいても、免許の選定方法はいずれも比較審査方式によることが定められている。

(注15)

2002年1月末において、3Gサービスの開始を発表した事業者は、Manx Telecom（英国のマン島）とSonera（フィンランド）の2社のみであるが、両社とも実態は試行サービスの域にある。Manx Telecomは、2001年12月6日にサービス開始を発表したが、サービスの利用は当面3G単独モードの200端末からに限定されている。また、Soneraは、2002年1月1日に3Gネットワークを公開（open）したが、ネットワークは専ら試験用に利用される。両社とも、本格的なサービスの開始は2Gと3Gのデュアルモード端末が提供可能となる2002年末以降を見込んでいる。





■表2：EU加盟国における3Gサービスの導入に係る義務等

国	構築に係る義務	サービス開始時期
アイルランド	免許未交付	免許未交付
イタリア	県庁 (regional capitals) 所在地を30 か月以内、ついで郡庁 (provincial capitals) 所在地を30か月以内にカバー	なし
英国	2007年末までに人口の80%をカバー	なし
オーストリア	2003年末までに人口の25%を、2005年末までに人口の50%をカバー	2003年内
オランダ	2007年1月1日までに144 kbpsの速度で、あらゆる交通の幹線路およびドイツとベルギーへ通じる自動車道路に沿った、人口2万5千人以上の都市および3の主要な空港をカバー、これは人口の約60%に相当	なし
ギリシャ	2003年末までに人口の25%を、2006年末までに人口の50%をカバー	2003年内
スウェーデン	2003年末までに人口の99.98%をカバー	2002年1月1日までにネットワークの容量を建設
スペイン	2002年6月1日までに人口25万人以上のすべてのスペインの都市をカバー	2002年6月1日 (2001年8月から延期)
デンマーク	2004年末までに人口の30%を、2008年末までの人口の80%をカバー	なし
ドイツ	2003年末までに人口の25%を、2005年末までの人口の50%をカバー	なし
フィンランド	なし	2002年1月1日
フランス	サービス開始後2年以内に、音声は人口の25%を144kbpsのデータ通信は人口の20%をカバーし、同8年以内に、音声は人口の80%をデータ通信は60%をカバー	SFRは2002年3月まで、Orangeは2002年6月まで
ベルギー	3年後に人口の30%を、4年後に人口の40%を、5年後に人口の50%を、6年後に人口の85%をカバー、政府による見直しの可能性がある	2002年9月
ポルトガル	1年後に人口の最低20%を、3年後に人口の最低40%を、5年後に人口の最低60%をカバー、免許保有者が免許申請書に記載した比率が高い場合はそちらが優先される	2002年末
ルクセンブルグ	免許未交付	免許未交付

(注16)

原注によると、米国商務省が2001年9月に発表したデータに基づく。



KDD RESEARCH

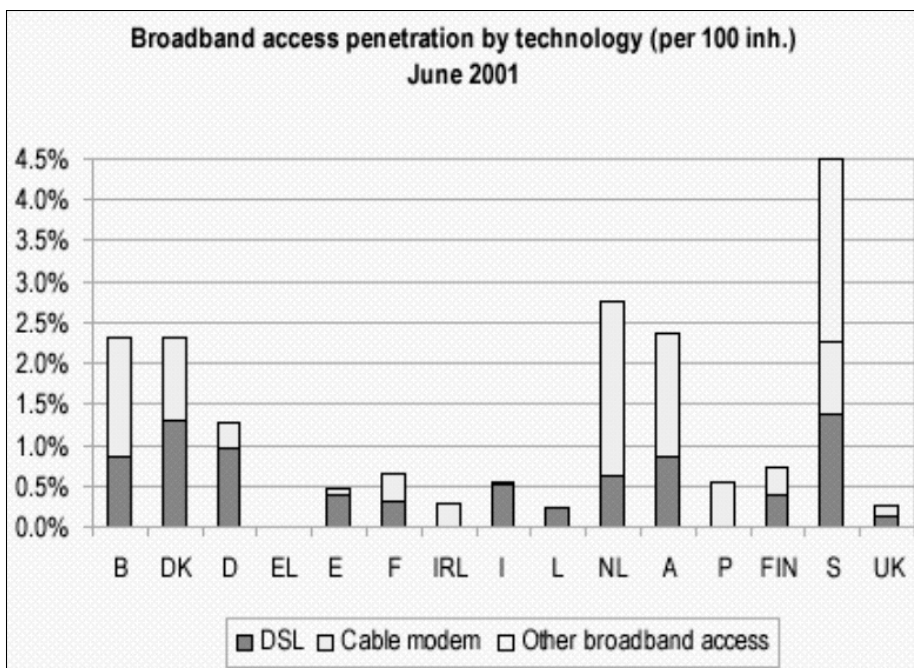
2.3 インターネット

EUにおけるインターネットの利用は、着実に増加しており、2001年6月における世帯当たりの普及率は、EU平均で36%に達した。国別では、スウェーデンの64%が最高で、最低はギリシャの12%である。2000年8月における米国の世帯普及率は41.5%であり^(注16)、8か国がこの率を上回った。

インターネットへのアクセス手段は、加入電話によるダイヤルアップ接続が最も

利用されている。ナローバンドアクセスは、より高速なDSL (digital subscriber line) やCATV等によるブロードバンドアクセスの利用への入り口と捉えられている。ナローバンドアクセスの利用をさらに促進させるには、利用量によらない固定料金 (flat rate Internet access call origination, FRIACO) の普及が望まれる。固定料金制によるインターネットアクセスサービスを提供している元国営事業者は、非差別の原則から競合事業者に対しても同様なサービスを提供しなくてはならない。こうして固定料金制のナローバンドアクセスによりインターネットの利用が増加するにつれて、利用者のニーズもブロードバンドに移行することが期待される。ブロードバンドの利用は現在まだ緒についたばかりで普及率は低い、今後利用環境が整備されるに従って着実に増加するものと思われる。

■図6：EU加盟国におけるブロードバンドサービスの普及率



(図注) 国名の略号は、次のとおりである。

B：ベルギー、DK：デンマーク、D：ドイツ、EL：ギリシャ、E：スペイン、F：フランス、IRL：アイルランド、I：イタリア、L：ルクセンブルグ、NL：オランダ、A：オーストリア、P：ポルトガル、FIN：フィンランド、S：スウェーデン、UK：英国

3. 規制の現況

3. 1 新指令体制への移行

上述のように、委員会が2000年7月に提案した現行の指令に置き換わる新指令案が、近く欧州議会および閣僚理事会により採択される見通しである。新指令においては、競争的条件が整っているサービスの市場については、現行の98年規制体系に





より課せられている相互接続に係る義務等が緩和される。しかし義務緩和の条件は、市場が競争的であるかどうかであり、特にローカル・ループのアンバンドル化や専用線の料金などについては、現行の規制が完全に施行されているか等について、規制当局による市場の分析が実施されなければならない。その点からも、現行の規制制度がどの程度完全に施行されているかどうかの検証が重要となる。

また、EU全体をすべての事業者が同等に競争できる市場に編成することは、新指令において達成すべき目標であるが、現行の規制制度も、EU全体で一貫して適用されていなければならない。汎ヨーロッパ的事業者が汎ヨーロッパのサービスを提供する場合に、国により規制の態様が異なる状況は好ましいものではない。これは、新規事業者ばかりでなく、元独占事業者が汎ヨーロッパ的な事業展開を行う場合にも同様に当て嵌まる。

さらに、現行の規制制度が加盟国の国内で施行される場合の整合性が求められる。例えば、料金、原価計算、および非差別性の原則は相互に関連付けて施行されなければならない。また、政策、施行、執行等の機能が、過度に複雑に分化されていたり重複している場合は、規制の確実性や一貫性が損なわればかりでなく、規制に係る要員等の面でも非効率となるので、規制機関相互間の権限を明確にすることが必要である。

3. 2 現在の規制上の問題点

委員会は、EU通信市場が現在もダイナミックな活動力を保ち、現行の規制制度も着実に施行されていると評価している。一方、現行の規制の枠組において、解決されるべき大きな問題点として、次のような項目が挙げられている。

- ローカルループのアンバンドル化
- 移動体ネットワークへの着信呼の料金、インターネットのダイヤルアップ接続に係る固定料金制等の相互接続
- 高速専用線において、料金が高額なことおよび開通までの時間が長いこと等の問題
- 料金の歪み (tariff distortions)、および締め付け (price squeezes)
- 事業者選択制、および事前選択制の十分な導入
- 3Gサービスのアンテナ等を含む設備の敷設権 (rights of way) 行使の促進
- 消費者問題の監視、およびデータの保護

なかでも、ローカルループのアンバンドル化については、情報に基づく経済 (information economy) の発展に不可欠な安価なインターネットアクセスの手段として重要視されているものである。EUは、新指令案に先行して2000年12月にローカルループのアンバンドル化に関する規則^(注17)を採択し、元国営事業者に2001年からアンバンドル化を義務付けた。しかし、その成果はまだ現れていない。2001年10月末において、EU全体で元国営事業者が保有する加入者回線の総数、1億9,520万回線のうち実際アンバンドル化されている回線数は64万回線であり、全体の0.3%に過ぎない。委員会では、アンバンドル化促進のため、規制当局による実地のモニターを求めるほか、提供までの期限に拘束力を持たせたり、アンバンドルの提供に応じない元独占事業者に対して確固とした罰金を課す必要性を指摘している。

(注17)

本規則の正式な名称は、“Regulation No 2887/2000 of the European Parliament and of the Council of 18 December 2000 on unbundled access to the local loop” という。



KDD RESEARCH

元独占事業者は、非差別性の原則に基づき、自社が小売部門に対する場合と同様な方法で新規参入者にも対処しなければならない。したがって、元独占事業者が自社で小売サービスを提供する場合は、競争事業者に対してそれに対応するサービスを卸売しなければならない。一方、元独占事業者はローカルループをアンバンドル化して提供するDSLサービスの展開において先行者利益を有しており、その利益を継続させるために意図的に規制当局の決定に対して提訴する傾向があり、競争事業者の参入が進まない一因になっている。訴訟に係る手続きは根本的には法制度上の問題であるが、このように参入を遅らせようとする行為を抑制するような手段を講じる必要性が認められる。

また、元独占事業者を保護しようとする政治的な判断から、元独占事業者が提供するDSLサービスの料金を人為的に低く設定している場合がある。これは略奪的料金にあたり、競争事業者を締め出し、ローカルループのアンバンドル化市場の競争を阻害することになる。委員会はこのような政治的な決定を排除し、健全な競争によりローカルループによるブロードバンド市場が発展することを望んでいる。

4. 今後の動向

近く採択される見込みの新指令の枠組みにおいては、市場が競争的かどうかの分析や事業者の支配性の評価による市場支配力を有する事業者の指定等について、規制当局は新しい複雑な任務を課されることになる。そのためにも、現行の規制の枠組みを加盟各国に充分浸透させておく必要がある。また、規制当局自体も人材や予算の確保等による体制の整備を求められる。今後の新しい規制体制のもとで、規制当局が肥大化し、非効率な規制により通信市場の発展が阻害されることのないよう、委員会は今後も規制の施行状況を引き続き監視する意向である。

(木庭 治夫)

<文中の換算率>

1ユーロ=116.0円 (2002年1月31日東京の対顧客電信売り相場)

<出典・参考文献>

「第7次報告書」(COM (2001) 706)

(http://europa.eu.int/information_society/topics/telecoms/implementation/annual_report/7report/index_en.htm)

・新指令案

(http://europa.eu.int/information_society/topics/telecoms/regulatory/new_rf/index_en.htm)

「共同体における第3世代移動無線システム (UMTS) の協調的導入に関する決定」(Decision No 128/1999/EC, 1999.12.14)

(http://europa.eu.int/eur_lex/en/lif/dat/1999/en_399D0128.html)

「加入者線のアンバンドルなアクセスに関する規則」

(Regulation (EC) No 2887/2000, 2000.12.18)

(http://europa.eu.int/eur_lex/en/lif/dat/2000/en_300R2887.html) 他





英国

英OFTEL、携帯電話サービスの卸売義務を規定したM規制の適用解除を仮決定

MVNOに代表される携帯電話のサービスプロバイダー事業が定着した英国では、無線免許を有する携帯電話会社の一部に課せられた無線通信サービスの卸売義務に関する規制の緩和が仮決定された。

MVNO（モバイル・バーチャル・ネットワーク・オペレーター、仮想移動体通信事業者）などのサービスプロバイダーによる携帯電話事業への異業種参入が進む英国では、規制機関OFTELが、無線通信ネットワークを運用する携帯電話会社のうち、現在Vodafone及びBT Cellnet（現mmO2）の2社に義務づけられているサービスプロバイダー向けの携帯電話サービスの卸売（無線ネットワークへのアクセス提供）に関する規制、いわゆるM規制を緩和する方針を固め、昨年末（2001年12月12日）に発表した通知書（notice）において、この2社に対する同規制の適用解除を仮決定した。

1. M規制とは

公正な競争環境を確保することを目的に、市場での支配力あるいは影響力の際立つ通信事業者に対し、他の事業者にはない特別な義務を課す、いわゆるドミナント規制（支配的事業者規制）には、EUが加盟各国に導入を義務づけているSMP規制^(注18)があるが、英国はこのSMP規制に加えて、M規制と呼ばれる独自のドミナント規制を導入している。

「市場影響力」を意味するMI（Market Influence）は、移動体PTO標準免許のなかで次のように定義されている。

「OFTEL長官の指定したある特定の電気通信市場において、一時的でない期間にわたり、不利益を被るほどに売上を失うことなく、競争水準以上に価格を吊り上げる能力」（免許条件56）

M規制に関する規制項目は、全ての移動体PTO標準免許に含まれるが、OFTEL長官から「市場影響力を有する事業者（これをM事業者と呼ぶ）」の指定を受けた場合にのみ、それらが適用される。

(注18)

市場シェア等の判定基準から「顕著な市場力（Significant Market Power）を有する事業者（これをSMP事業者と呼ぶ）」を予め指定し、その事業者に対してのみ、主に他事業者とのネットワーク相互接続に関する特別な義務を課す規制方式を指す。



KDD RESEARCH



2. MI規制の内容

現在OFTELは、Vodafone及びBT Cellentの2社を「MI事業者」に指定しており、この2社には、他の事業者にはない以下の追加的な義務が課せられている。

■ (1) サービスプロバイダーへの無線通信サービスの卸売に関する規制（免許条件56A）

サービスプロバイダーからの要請に対し、適切なシステムを通じて移動無線通信サービス（Mobile Radio Telecommunication Service）を提供すること。

■ (2) 活動の分離と会計の整備に関する規制（免許条件56B）

・エンドユーザー向けの事業活動（Direct Business）を行う場合、それらを他の事業と切り離して行うとともに、その会計記録を整備すること。

・エンドユーザー向け事業、機器供給事業、機器製造事業、システム事業、周辺サービス事業、その他の事業を行う場合、それらの事業活動が個々に識別できるような形式で会計記録を保持するとともに、会計年度毎もしくはOFTEL長官が指定する期間（最短で四半期）毎に、それらの事業のコスト、収入及び財務状況を示した会計報告を整備すること。

・長官の要請がある場合に、各会計報告について監査報告を受けること。

・長官の要請がある場合に、それらの会計報告または監査報告の写しを送付すること。

■ (3) 反競争的行為の禁止（免許条件57）

特定の人物やあらゆる階層または種類の人物に対し、料金やその他の条件について不当な優遇あるいは不当な差別を行ってはならないこと。

■ (4) 料金及び約款に関する規制（免許条件58）

・長官に指定された市場の電気通信サービスについて、その提供料金ならびに条件を公表すること。

・上述の提供料金ならびに条件、あるいはその決定方法を規定した通知書（notice）を長官へ送付すること。

・上述の提供料金あるいは条件、もしくはその決定方法を修正する場合は、その通知書をサービス開始前に長官へ事前送付すること。

3. OFTEL仮決定の根拠

OFTELは昨年9月、携帯電話市場環境の現状に関する調査報告書^(注19)をまとめた。このなかでOFTELは、Vodafone及びBT Cellnetの2社が依然として市場力（Market Power）を有するものの、携帯電話サービス料金の長期的なトレンドをみると、同市場の競争環境は着実に整備されつつあり、「今後競争的になる見込みがある（prospectively competitive）」と述べている。こうした判断に基づき、OFTELは2社に対する規制の緩和、すなわちMI事業者の指定解除を提案した。昨年12月に出

(注19)
2001年9月26日のステートメント
(statement) 「Effective competition review : mobile」





(注20)

OFTELが実施した最近の世論調査によると、携帯電話ユーザーのおよそ94%が現在のサービス内容に満足しているという。またOFTELは、サービスカバレッジや通話疎通率に関する統計データから、品質面における競争も十分に機能していると判断した。

(注21)

OFTELによれば、携帯電話各社の全顧客（契約型+プリペイド型）に占めるサービスプロバイダー（MVNOを含む）利用顧客の割合は次の通りとなっている（2001年6月現在）。Vodafone：15%、BT Cellnet：3%、One2One：12%、Orange：1%以下。



KDD RESEARCH

された通知書は、この提案内容を仮決定するものである。OFTELは、この通知書に添えた補足資料のなかで、以下に掲げる項目を主な根拠にM規制の撤廃を決めたと説明している。

■サービスプロバイダーが市場競争にもたらすインパクトがほとんどないこと

近年、サービスプロバイダーの市場シェアが減少しても、エンドユーザー料金は値下がりする傾向にあり、サービスプロバイダーが料金競争にもたらすインパクトはほとんどなくなっている。一方、M規制によるサービス提供者の増加は、消費者にとっての選択肢拡大やサービス品質の向上をもたらす可能性はあるが、これらは顧客満足度が既に高水準に到達している領域であり、このための規制介入はもはや必要でないと判断する^(注20)。

■M規制の存在が新たなビジネスモデルの開発意欲を削ぐ可能性があること

携帯電話会社ならびにサービスプロバイダーが規制を通じて形作られた一つのビジネスモデルに執着する可能性がある。すなわち、携帯電話会社は規制適用による影響を最小限に食い止めることに集中する一方、サービスプロバイダーは規制により守られた一つのビジネスモデルに依存するあまり、本来あるべき自由な商業交渉が行われず、結果的に新たなビジネスモデルの開発意欲が削がれる、といった弊害が指摘される。M規制が自由な市場の発展を妨げる要因となってはならない。

■M規制とサービスプロバイダー事業の成功の間に明瞭な相関関係がある訳ではないこと

今日では、M規制適用の有無を問わず、携帯電話全4社が販売手法の一つとしてサービスプロバイダーを活用するが、その取り組みの度合いは各社で異なる^(注21)。VodafoneとBT Cellnetの2社は、M規制による義務付けの内容が同じでありながら、サービスプロバイダーとの関わり方には違いがある。またOne2Oneは、M規制の対象外でありながら、代表的なMVNOとして知られるVirgin Mobileに回線を貸し出すなど、サービスプロバイダーの活用に積極的である。つまり、携帯電話会社がサービスプロバイダーを販売パートナーとして活用するか否かは、M規制適用の有無よりもむしろ携帯電話各社の販売戦略上の判断によるところが大きいと言える。

■サービスプロバイダーの活躍の場が広がり、M規制の必要性が薄れたこと

M規制の適用されていないOrange及びOne2Oneの2社がサービスプロバイダーの活用に動いたことから明らかなように、携帯電話各社はMVNOなどのサービスプロバイダーが販売戦略において重要な役割を担うものと認識しており、競争の激化によってその認識はさらに強まっている。したがって、Virgin Mobileが事業者間の自由な商業交渉を通じて生まれたように、今後はM規制が介在しなくとも、高い付加価値を有するサービスプロバイダーの活用には携帯電話各社も前向きに応ずるであろう。

■規制コストが便益を上回っていること

費用便益分析の結果、M規制維持にかかるコストがそれによりもたらされる社会的便益を上回っている。



4. 今後のスケジュール

OFTELは上述の理由から、MI規制がその役割を終えたと判断し、Vodafone及びBT Cellnetに対するMI事業者指定の解除を仮決定した。OFTELは、本年2月下旬まで関係者からのヒアリングを実施した後、この2社の免許改正手続きに移る方針である。

COMMENT

携帯電話サービスの卸売義務は、今から17年前（1985年）、Vodafone及びBT Cellnetの2社が初めて無線通信免許を取得した際に、サービス販売面での競争促進を目的として導入された制度である。One2One及びOrangeの後発2社（それぞれ1993年と1994年に参入）の持つ免許にも当初は同様の規定が含まれたが、先行者利益を享受する先発2社に比べ明らかに市場力が劣っていたことから、1998年4月の免許改正で同条件の適用は免除された。

英国では、MVNOを通じた異業種企業による携帯電話事業への参入が相次いでいる。OFTELは、MVNOが登場して間もない1999年の段階で、MVNOという事業モデルをサービスプロバイダー事業の最上位階層に位置づける見解を示した。したがって携帯電話サービスの卸売義務の実質的な撤廃を意味する本提案が正式に決定されれば、英国におけるMVNOの制度化は見送られるものとみてよい。

（原 剛）

<出典・参考文献>

OFTELホームページ (<http://www.oftel.gov.uk/>) 他



KDD RESEARCH



チェコ

チェコ・テレコム完全民営化の手続きスタート、DTやオレンジなど8グループが関心

東欧ではポーランドに次ぐ通信市場規模を誇るチェコで、長引くIT関連株低迷の影響から先送りされてきたチェコ・テレコム社の完全民営化作業が再び動き出した。成長著しい同国の携帯電話市場に関心を寄せるDTやオレンジがチェコ・テレコムの買収に乗り出すものと見られる。

チェコの旧独占通信会社チェコ・テレコム (Cesky Telecom) の完全民営化を予定するチェコ政府は、1月10日、保有するチェコ・テレコム株51%の売却先を決める入札に、通信会社や金融投資家らが参加する計8グループが応募したと発表した。応募者の名前など詳細は明らかにされていないが、ドイツテレコムのほか、フランステレコム子会社のオレンジが応募した模様である。

チェコ政府は当初、保有株の売却先として、チェコ・テレコムの戦略パートナーとなり得る有力な通信会社を中心に選定作業を進める計画であった。しかし、買収を希望すると見られた欧州通信会社の多くが、第3世代携帯電話 (3G) 事業に伴う巨額の投資負担から深刻な資金不足に陥っているため、政府は、通信会社とコンソーシアムを組むことを条件に金融投資家が入札に参加することを認めた。潤沢な資金を有する金融投資家の参加で、政府はより良い売却条件を引き出す考えだ。入札の伝えられる金融投資機関として、Warburg Pincus、Doughty Hanson、Apax Partners、CVC Capital Partners及びSpectrum Equity Partnersの名前が挙がっている。

政府は5月末までに売却先を正式決定したい考えであるが、入札者の提示額が政府の希望を大きく下回る場合には、株式市場の回復まで売却を遅らす可能性があることを示唆している。政府は15億~20億ドル (約2,000億~2,700億円) の売却収入を見込んでいる模様。

一方、チェコ・テレコム株を33.5%^(注22) 保有するKPN (オランダ) は、政府の株式放出にあわせ、同株を売却する方針を固めている。欧州の3G免許取得などに伴うおよそ220億ユーロ (約2兆5,500億円) の負債に苦しむKPNは、財務体質の改善に向け非中核事業からの撤退を急いでおり、チェコ・テレコム株の売却はこの一環と見られる。ただ、KPNが当初の方針を改め、チェコ・テレコム買収を狙うコンソーシアムに一旦加わり、同社の完全民営化を優先させた後、株式市場の動きを見て保有株式を売却するとの情報もあり、KPNが最終的にどのタイミングで売却するかは定かでない。

チェコの通信市場は、昨年初めに完全自由化され、全分野で新規参入が可能となったが、固定電話市場では実質的にチェコ・テレコムの独占に近い状態が現在も続いている。また同社が51%出資するEurotelは、50%近い市場シェア (加入者数ベース) を誇る国内最大の携帯電話会社となっている (下表参照)。

(注22)

スイスコムとのコンソーシアム Telsourceを通じ27%を出資するほか、単独でも6.5%出資している。



KDD RESEARCH

■表：チェコの携帯電話事業者

事業者名	提供方式	開始年月	加入者数 †	市場シェア	出資構成	3G免許
Eurotel	NMT-450	91年9月	60,000	47.7%	Cesky Telecom (51%), Atlantic West* (49%) *Verizon Comm. 及び AT&T が共同出資	01年12月に取得
	GSM	96年7月	2,799,158			
Radiomobil	GSM	96年9月	2,500,000	41.7%	Ceske Radiokomunikace (51%), Cmobil* (49%) *T-Mobil (DT) (84.55%), TIM (テレコムイタリア) (12%) らが出資	〃
Cesky Mobil	GSM	00年3月	630,000	10.5%	カナダ TIW (85.5%) 他	申請せず

† 加入者数は2001年9月末現在、データはMobile Communications (2001/11/13) に基づく

COMMENT

その後チェコ政府は、1月24日の発表で、入札した8グループのうち7グループが第一次審査を通過したことを明らかにした。今後は個別の条件交渉に移る模様。なお、入札者名やKPNが入札に加わったかどうか等、詳細は明らかにされていない。

(原 剛)

<文中の換算率>

1米ドル=134円、1ユーロ=116円 (2002年1月31日東京の対顧客電信売り相場)

<出典・参考文献>

Total Telecom、Financial Times (2002/1/11、1/15) 他



香港

香港 固定通信網市場を2003年完全自由化

香港が2003年1月1日からローカル、国際を問わず固定通信網市場を完全自由化する。併せてネットワーク構築に関するコミットメントと履行保証金のシステムが廃止されることになった。

香港通信規制当局（OFTA）はかねてよりの計画どおり、固定電話市場を2003年1月1日から完全自由化すると発表した。

この自由化によりこれまで固定通信網事業（Fixed Telecommunications Network Services; 以下、FTNS）の免許はOFTAが公告する一定期間しか申請を受け付けていなかったのが、期間を限定せず随時受け付け・発給するようになり、免許の数も制限しない。また従来、FTNS事業者に求められてきた履行保証金の支払いも撤廃され、それに合わせて既存のFTNS事業者に対する履行保証金も2003年以降廃止されることになった。

免許を申請するには3年間分の事業計画書、10年間分の投資計画、事業見通し及び設備計画、及び財務能力を証明する書類等をOFTAに提出し審査を受ける。審査結果が出るには2～3ヶ月を要する見込みだという。

COMMENT

2月初め、シティ・テレコムの子会社で無線のローカルFTNS事業者である香港ブロードバンド・ネットワークスが、新FTNS免許を取得して来年から有線事業にも進出する計画を明らかにし、免許の申請第1号となった。

香港のFTNS免許は香港域内（ローカル）／域外（国際）、有線／無線等に分かれている。FTNS事業は従来すべて旧・香港テレコム（現PCCW-HKT）の独占だったが、1995年に域内FTNSが開放され、ハチソン・テレコム（現ハチソン・グローバルクロッシング）、ニューT&T（現ウォーフ・ニューT&T）、ニュー・ワールドの3社が市場に参入した。更に2000年から有線／無線の域外FTNS及び無線ベースの域内FTNSが開放されたが、有線ベースの域内FTNSについては2002年末まで4社による寡占が維持されることになっていた。

インフラ建設へのコミットメントや履行保証金を廃止することに対し、既存FTNS事業者の側からは新規参入者による「クリーム・スキミング」を警戒する声が上がったが、それについてOFTAは、免許申請の段階で事業計画にチェックが入り再販ベースの事業者には免許を与えないこと、提出された計画の内容は個々の免許の特別な条件に反映され、免許条件を違えれば罰金の対象になり得るなどのガードがかかるので、コミットメントを廃止しても心配ない。むしろPCCWのような圧倒的なインカンパント事業者と新規参入者が対等な土俵で戦えるようになるという効果のほうが大きいと説明している。

ただ、今回の免許規制の緩和によって香港のローカル通信市場のプレーヤーが劇的に増え市場競争が活気づくとはあまり期待されていない。





現在、香港にはCATVのiケーブルも含めて全部で10のローカルFTNS事業者が存在するにも関わらず已然、市場シェアのほぼ9割をPCCW-HKTが占めているという。競争化が進まない要因は事業者の数ではなく、独占的事業者の反競争的行為を規制する効果的な法律が無いことにあると、ハチソン、ニュー・ワールド、ニューT&T等既存の競争事業者は指摘している。

(近藤 麻美)

<出典・参考文献>

KDDI香港報告、OFTAプレスリリース (1.11)、
Guidelines for the Submission of Proposals Applying for Fixed Carrier Licences or Modifying Scopes of Services of FTNS or Fixed Carrier Licences for the Operation of Fixed Telecommunications Network Services from 1 January 2003 in the Hong Kong Special Administrative Region
(<http://www.ofta.gov.hk>)、
South China Morning Post (1.12)、香港経済日報 (1.12)、Exchange Asia (1.22)

■表：香港のFTNS事業者 (2001. 12. 21現在)

種類	免許発給数	主な事業者
域内&有線	4 (表注)	PCCW-HKT, Hutchison-Global Crossing, Wharf New T&T, New World Telephone
域内&無線	5	Hong Kong Broadband Network, Smartone Broadband Services, etc.
域外&有線	12	Level 3 Communications, Asia Global Crossing, FLAG Telecom, NTT Com Asia, China Unicom, China Netcom, TyCom Networks, CLP Telecommunications, Cable & Wireless Global Network, etc.
域外&無線	10	Teleglobe Hong Kong Limited, Galaxy Satellite Broadcasting, CTI International Limited, China Digital satNet Limited, etc.

(表注) この他にHong Kong CableTV (i-cable) が、CATVのHFCネットワークを利用した域内FTNS事業のための免許を保有している。





台湾

3G免許オークション決着

19日間に及んだ台湾の次世代（3G）携帯電話免許のオークションが2月6日に終わり、2GHz帯4通と800MHz帯1通、計5通の免許の獲得者が決定した。

免許を落札した企業は以下のとおり。

【2GHz帯】 * < >内は落札額

- A (2×15MHz) : 遠致電信 (Yuan-ze Telecom) <T\$101.69億 (約386億円) >
- B (2×10MHz) : 聯邦電信 (Taiwan PCS Network) <T\$77億 (約293億円) >
- C (2×15MHz) : 台湾セルラー (Taiwan Cellular) <T\$102.81億 (約391億円) >
- D (2×15MHz) : 中華電信 (Chungwha Telecom) <T\$101.97億 (約388億円) >

【800MHz帯】

- E (2×20MHz) : 亞太行動寛頻 (Asia Pacific Broadband Wireless Communications) <T\$105.70億 (約402億円) >

1月16日から始まったオークションではA～Eの5つの免許枠をめぐる6社が予想外の粘り強さで競ったが、最終的に大衆電信が率いるコンソーシアム「世界全通 (3GO Telecommunications)」が棄権して、オークションは終了した。

入札総額は488.99億台湾ドル (約1858億円) に上り、交通部が定めた最低価格の総額を152.99億台湾ドル (約581億円) 上回った。

5つの落札者のうち、既存のGSM携帯電話事業者は中華電信と台湾セルラー、及び遠伝電信 (FarEasTone) による3Gユニットの遠致電信の3社である。

うち遠伝には従来から米国のAT&T Wirelessが出資しているが、他にシンガポールテレコムが遠致に参加する可能性もあるという。

また中華電信の毛治国会長は、3Gネットワークに200～300億台湾ドルの設備投資が必要と見ており、早ければ来年中にもサービスを開始すると述べている。

新規参入組は聯邦電信と亞太行動寛頻の二つ。

聯邦電信は97年設立のページング事業者で、99年に大衆電信と並んで1900MHz帯のPCS免許を取得しているが、未だPCSサービスは開始していない。聯邦の3G事業には中華開発、自動車メーカーの裕隆グループの他、PCメーカーの仁宝 (Compal) 会長の許勝雄氏が出資する予定である。聯邦は遅くとも今年第2四半期中に設備調達に取り掛かり、来年からまず384Kbpsの無線ブロードバンドサービスを開始したいとしている。

800MHz帯のE免許を落札した亞太行動寛頻は、固定電話会社の東森寛頻電信を率いる力霸グループが3G事業進出のために設立した。cdma2000技術を採用し、台湾で最も早く3Gサービスを開始しようとしている。

なおAからDまでの免許枠を落札した事業者はすべてW-CDMAを採用すると決定しているが、中国が開発中のTD-SCDMAの併用も検討されているようである。





一方、3G免許を諦めた世界全通は当初B枠とE枠を狙っていたが、高くともBは65億台湾ドル、Eは105億台湾ドルが上限と想定していたため、その金額を越えた段階で棄権を決意した。また少なくとも2005年までは3G時代は来ないと考えており、それまではGSMに対しPHSの優位が続くと見たのもあえてオークションを続けなかった理由だという。大衆電信は今後引き続きPHS網の拡大とモバイル付加価値サービスの開発に力を注いでいくが、いずれ3G市場が発展してくれば、他の3G企業との提携の可能性は排除しないと述べている。また大衆グループと共に世界全通を結成していた東元グループ（台湾中部の地域携帯電話事業者である東信電訊の筆頭株主）の黄茂雄会長も、3Gサービスが本格的に始まるのは3年後くらいになる見通しなので東信は別にあせってはいるが、今後はやはり他の3G事業者との提携を検討するとしている。

<台湾のPHSの動向>

台北市を中心に昨年6月からPHSサービスを提供している大衆電信だが、1月末現在加入者が23万人を突破したと発表した。1月1日に15万人突破と発表したばかりで、快調に伸びている。

PHSは32～64Kbpsのデータ通信が可能というGSM携帯電話には無い強みを生かし、モバイル・インターネットのツールとして人気を集め、当初見込まれていた「哈日（ハーリー）族」と呼ばれる日本文化好きの若者層だけでなく、IT関連企業に勤める30代の技術者等の支持も得ている。他に太平洋崇光百貨をはじめとしてPHSを社内内線システムに採用する企業も徐々に増えてきているという。PHSの営業エリアは現在、台北市と桃園地区のみだが、今年2月末までにハイテク産業が集まっている新竹市の科学園区（サイエンス・パーク）での営業が始まれば、更に多くの法人利用が見込めると大衆電信は期待している。

昨年11月末に同社が発表したデータによると利用者の男女構成比は男56：女44と、男性のほうがやや多い。メールや情報コンテンツサービスは加入者の65%が利用しており、月1回以上利用するという人が4割に上る。コンテンツの種類も開業時の130種類から11月末までには310種類と大幅に増えた。また「PHSは料金が安い」というイメージから意外に通話も多く利用されているという。

もっともこれまでの急成長は、昨年から今年1月末まで新規加入者は月額基本料を終身無料にするキャンペーンを実施していたおかげでもある。キャンペーンは終了したが、大衆電信は今度は台湾ではまだ珍しいカラー・ディスプレイ端末（サンヨー製）を投入することでブームに拍車をかけようとねらっている。新機種の場合は約1万8千台湾ドル（約6万8千円）と一般の携帯電話に比べかなり高めだが、デジカメで撮った写真をメールで送れるなど、他の携帯電話には無い機能をアピールしている。

大衆電信の2001年の売上は約12億3千万台湾ドル（約46.74億円）、PHSの開業費用がかかったため9億台湾ドル（約34.2億円）の損失（税引前）だった。2002年の売上は20億台湾ドル以上を目指している。このまま加入者が順調に増えれば年内に50万人達成も可能だと同社は予想している。





COMMENT

交通部のデータによると台湾の携帯電話普及率は既に9割を超えている。プライベート・サービスの普及により一人が複数の携帯電話やSIMカードを所有しているケースが多いため実際の普及率はそこまで高くないといわれるものの、もはや市場は飽和状態である。

音声サービスの成長鈍化を補うため、携帯電話事業者はどこもモバイル・インターネット等の付加価値サービスに期待しているが、利用者の反応はあまりはかばかしくないようだ。WAPによる無線インターネット・サービスの利用者は、携帯電話加入者全体の1%くらいしかいないのではないかとされる。GSM携帯電話の2.5世代技術と言われるGPRSネットワークは中華電信、和信電訊（KG Telecom）、及び東信電訊がサービスを始めているが、現在モバイル・データ通信が売上全体に占める割合はわずか5%程度（ただしショート・メール・サービスは含まない）と見られている。

中華電信の毛会長はGPRSの普及が進まない理由として、コンテンツが不足していること、及び現在台湾で多く出回っている携帯電話機では画面が小さくて使いづらいことを上げている。

（近藤 麻美）

<文中の換算率>

1台湾ドル=3.8円（2002年1月29日東京の対顧客電信売り相場）

<出典・参考文献>

工商時報（<http://news.chinatimes.com/>）（2.7、1.11、他）

聯合報（<http://udnews.com>）（2.8、1.09、他）

電信総局（<http://www.dgt.gov.tw>）、資策会電子商務応用推進中心（<http://www.find.org.tw/>）

（注23）

財団法人資訊工業策進会（Institute for Information Industry）。台湾経済省の関連団体。



KDD RESEARCH

【コラム】台湾ブロードバンドの伸び

資策会^(注23)が1月末に発表した資料によると、2001年末現在、台湾のインターネット人口は782万人、普及率は35%に達した。前年同期に比べ155万人増加し、成長率は25%だった。

ブロードバンドの利用者は100万人を超え、113万人。前年に比べ約4倍に増えた。113万人のうち92万人がADSL利用者、残り21万人がケーブルモデムの利用者である。特にADSLは年間で7倍と著しく増加した。これは2001年中に民間の固定網各社が続々とADSL市場に参入し、料金が低下した効果によるものだが、ADSL利用者の8割は中華電信が運営するISPのHinetの会員が占めており、2位以下に圧倒的な差を付けている。

ブロードバンド・サービスで先行していたケーブルモデムは2001年初めにADSLに逆転された。ケーブルモデムの利用者も緩やかに増加してはいるがADSLとの差は開く一方で、今やADSLが台湾のブロードバンドの主流である。

今年のブロードバンド利用者数について資策会は昨年12月下旬に、年末までに221万人、うちADSLが172万人、ケーブルモデムが49万人という予想を示している。



インドネシア

インドネシアのモバイル業界における新規開業や統合の動き

インドネシアのモバイル業界において国有系資本による新規開業（Telkomobile、IM3）の動きがある一方で、小勢力であるがCDMA陣営も生まれつつある。併せてモバイル業界を概観する。

1. 新規開業の動き

インドネシアでは1997～98年のアジア通貨経済危機の影響で入札延期を経たのち、1998年11月以降になってようやくDCS1800免許が7社に発給されたものの、やはり経済危機の影響が尾を引きNatrindo Telepon Selularを除き開業を見合わせている^(注24)。こうしたなか、加入者の増大とともに900MHz帯が逼迫し、1800MHz帯に900MHz帯の大手3社^(注25)が帯域確保を許されたが、モバイル市場の将来性に鑑み、新たなTelkom系、Indosat系事業者の1800MHz帯への参入が見られる。

すなわち、Indosatの100%子会社であるIndosat Mobile Multimedia (IM3) (GSM1800/全国免許)が、第1ステージとしてシンガポール近くの産業地帯であるBatam島に網を展開、2001年8月にサービスを開始した。IM3は続いてJakartaを含むJavaの主要都市に展開、今後は北部SumatraのMedan等、2003年を目途に全国主要都市展開を終了する予定である。また、Telkomobile (GSM1800/全国免許)も首都圏から順次サービスを開始してきている。

当初から2.5世代のモバイルIPサービス (GPRS) の展開を主眼とするIM3とTelkomobileは、親会社からこの方面での先導役を期待されているものと考えられ、加入ベースの基底的拡大 (膨大な2G潜在需要の取り込み) はさしあたり兄弟会社とも言えるTelkomsel、Satelindoが主として担うものと思われる。ただ、TelkomselやSatelindoもGPRSを準備する一方で、TelkomobileやIM3も音声系加入を増やす方針であり、第2世代系、次世代系の明確な線引きがされているわけではない^(注26)。両者は将来的に統合されると見るのが自然であろう^(注27)。

これら国有系企業の参入は、モバイル利用者が増えるなか1800MHz帯に民間資本がスムーズに入って行けていない部分をその資本力によってカバーしている面があるが、ポテンシャルの高いモバイル全体において民活度を削ぐ面も否定できない。

(注24)

外貨建て通信機器の価格や債務を負った場合の価額がルピアベースで膨張すること等が主因である。1800MHz帯への大手や新規国有系の参入により、これら未開業の事業者は合計20MHzが割り当てられているものの、実際に開業に到らない可能性も否定できない。

(注25)

Telkom系のTelkomsel、Indosat系のSatelindo、民間主体のExcelcomindo。

(注26)

IM3では、GPRSについては最初の1年で4万加入、音声加入については30万加入を目指している。GPRSへの需要は、mコマース等の立ち上がりとともに2003年から盛り上がるだろうと一般的には予測されている。

(注27)

実際、TelkomobileとTelkomselとの統合が進行中である。当面は営業の統合やブランドのTelkomobile側への統一を実現するが、技術面での統合も進行中と報道されている。他方、Indosatも2003年にSatelindoとIM3を合併させる計画があると明かしている。統合は段階的に進め、持株会社下に両者を収めた上で合併させたい考えである。



KDD RESEARCH



●インドネシア

■インドネシア地図



(出典：米CIAのホームページ (www.odci.gov/cia/publications/factbook/goes/id.html))

(注28)

3社加入者合計のシェアは2001年9月現在、2.4%である。

(注29)

GSM系事業者の数が多めであり、CDMA2000を採用する方がW-CDMAでの漏れ組となる可能性が避けられ、事業者としての存続を図りやすいという面はある。

(注30)

旧法下においては、基本的なサービスの提供において民営はOperating Agency (=国家の代理機関的なTelkomもしくはIndosat) とKSO等の形で提携する義務があった。このためこれらアナログ事業者は、Telkomとの合併形態となっていたが、免許制度のもとで通信を基本的に自由化した現法(1999年第36号法)ではそのような規定はない。株式を手放す背景としては、Telkomの財務内容の悪さ(スハルト時代の放漫経営のツケ)が大きい。

(注31)

マレーシアでは、2001年11月、3G事業における設備ベース事業者数が3に決定された。現在の2G事業者数が5であるため、整理統合に向けて舵がきられたと言える。



KDD RESEARCH

2. 既存事業者の統合の動き

Komselindo、Telesera、Metroselのアナログ3事業者は2001年2月に合併を合意した。3者はサービスエリア的にも重複しない。当初2001年上半期の合併が目指されていたが、各社における資産評価方法や事業ビジョンの齟齬から実現が遅れている模様である。3者の加入ベースは各々非常に小さく(注28)、規模の経済を向上させるべく合併したうえでデジタルを普及させる考えである。方式はCDMAで他事業者のGSMと差別化を図る。なお、同じくCDMAへの転換を進めるMobiselも上記3社とサービスエリア上の重複もなく、最終的には統合に加わると考えるのが自然だろう。

インドネシアにおけるモバイルの普及余地はまだ非常に大きい。このため、これら3社の現在の規模は小さいが、今後の展開を見据える必要がある。他の大型事業者との差別化を重視しているなら、将来の3GにおいてはCDMA2000を採用する可能性がある(注29)。

なお、Telkomはこれらアナログ事業者の主要株主の一つであるが、株式を順次手放す可能性を表明している(注30)。Mobisel株については、既に英Inquam社(後述の表注参照)に売却した。

3. モバイル業界概観

インドネシアは、事業者の統合整理が折りにふれて取り沙汰されるマレーシア(注31)とは対照的に人口が非常に多い。インドネシアの人口規模(2001年7月現在約2億2800万人、世界4位)、現在の電気通信人口普及率の低さ(モバイル2%強、固定網3%)を踏まえると、加入ベースでの潜在成長率は非常に大きいと言える。なお、インドネシアの地理的特徴として島(17,000以上。うち有人島は約半分)や山間部



が多い。このため静止衛星による携帯電話（事業者：ACeS International Ltd.）も導入され補完体制にある^(注32)。

下表によると、通貨経済危機後（1999年～）の加入伸び率には力強いものを感じられ、インドネシアのモバイル市場もブレイクしつつあることを覗かせる。また、上位3社とその他とで、加入の絶対数と安定度において明暗が感じられる。

■表：モバイル加入者の伸び（1997～2000年）

事業者	1997末	1998末	1999末	2000末	2001.6
(1) Telkomsel	373,000	425,000	1,025,000	1,587,000	2,181,000
(2) Satelindo	401,000	347,000	715,000	1,055,000	1,409,000
(3) Excelcomindo	134,000	170,000	385,000	757,000	925,000
Komselindo	55,000	77,000	37,000	75,000	61,000
Metrosel	42,000	30,000	42,000	53,000	75,000
Mobisel	31,000	12,000	13,000	14,000	12,000
Telesera	7,000	7,000	7,000	8,000	9,000
合計	1,053,000	1,058,000	2,225,000	3,559,000	4,672,000
対前年増加率	-----	+ 4.7%	+ 110.3%	+ 60.0%	+ 31.3% (6ヶ月増加率)

（出典）2000年までは（株）NNAのPowerAsia（原典：インドネシア携帯電話事業者協会データ）。2000年6月はBaskerville Communications社Global Mobile誌（2001.9.12）のデータを00以下四捨五入。

外貨建ての通信設備に頼る面が大きいインドネシアでは、ルピア建ての通信料金は必然硬直的となる^(注33)。他方、高すぎる料金ではユーザーがつかないため需給関係から現在のレベルになっていると考えられるが、それでもドルベースでの売り上げで見た場合、インドネシアの通信市場は大きな市場とは言えない。例えば、少し古い1999年のモバイル通信市場規模は3億1,690万US\$（428億円）である。このため、参入を検討する外資は為替変動を考慮に入れつつドルベースの市場規模に留意する必要がある。

ただ、ドルベースの市場規模が小さいと言ってもその将来性を考えると、資金に余裕があれば早めに同国に橋頭堡を築くことは正当化できる。例えば、固定網に足掛かりを持つがモバイルにはなかったSingapore TelecomによるTelkomselへの資本参加^(注34)は、ASEANでのプレゼンス強化が必須の同社としては妥当だったと言える。

データ通信や次世代への移行であるが、データ通信としてはモバイル電話網におけるショート・メッセージ・サービス（SMS）が盛んである。GMS大手3事業者間でのSMS疎通が2001年5月に可能となったため利用にますます弾みがつき、事業者の

（注32）

ACeS（URL：www.acesinternational.com）の株主はインドネシア Pasifik Satelit Nusantara（34.8%）、米Lockeed Martin Global Telecommunications（32.5%）、フィリピンPLDT（20.6%）、タイJasmine International（11.9%）であり、インドネシア資本が中心となっている。

（注33）

モバイルでは競争が激しいためさほどでもないが、国家独占が源流の固定電話網のタリフにおいては特に顕著で逆にしばしば値上げが行われてきた。根拠は大きく2つで、（1）回線敷設のための資金確保（2）外資にとって投資を回収できるレベルの価格設定、である。Telkomは2002年2月1日にも平均15%の電話料金引き上げを実施した。タリフは政府と国会委員会の認可事項であるが、値上げを許されるTelkomは逆に回線敷設義務を負う。（今回は2004年までに約121万回線の新規敷設義務）

（注34）

SingTelは2001年11月、Telkomselに22.3%の資本参加を行った。筆頭のTelkomから追加取得する検討もある。これはTelkomsel側、又その親会社のTelkomにとっても、特にアジアの重要性に鑑みした場合（これまでのオランダKPNより）有力な外資と提携したと言える。



KDD RESEARCH



●インドネシア

(注35)

EricssonはR520、Nokiaは8310、SiemensはS45を投入、SamsungもQ2000の投入を計画 중이다である。

売り上げを押し上げている。また、ここに来て事業者は全体的に3Gへの橋渡しとしてGPRS導入の準備を進めつつあり、メーカーもすでにGPRS端末の供給を始めている(注35)。

一般的にモバイル普及率の低い国は、庶民にとってモバイルがまだ手頃な料金となっておらず、2Gが使いこなされていない。事業者にとっても十分な2Gの投資回収がなされておらず、(人口集中度の大きい首都での部分的導入は可能としても)大きな投資を伴う3Gの本格的導入は、同じASEANでも普及率の高いシンガポール(約76%)やマレーシア(30%超)より遅れると考えられる。3Gについては両国では2003年導入予定であるが、インドネシアでは2004年以降となろう。

■表：インドネシアのモバイル事業者

事業者名		方式 (ネット関連)	2001.9加入数 <シェア%>	サービス エリア	主要株主 (%) (下線は外資系)
テル コム 系	Telkomsel	GSM 900 (GPRS、2002予定)	2,562,881 <47.9>	全国	PT Telkom (77.7)、 <u>Singapore Telecom</u> (22.3)
	Telkomobile	GSM1800 (GPRS当初から)	この時点で未 開業	全国へ	PT Telkom (100)
イン ド サ ツ ト 系	Satelindo	GSM 900 (GPRS準備中)	1,499,862 <28.0>	全国	PT Indosat (75) <u>独DT</u> (25)
	IM3	GSM1800 (GPRS提供中)	7,000 <0.1>	全国	PT Indosat (100)
Excelcomindo		GSM 900 (GPRS準備中)	1,099,660 <20.5>	全国	PT Telekomindo Primabhakti (←主要株 主: PT Rajawali Corp.、PT Telkom)、 <u>米Verizon</u>
Komselindo		AMPS から CDMA800へ	53,150 <1.0>	Jakarta Sumatra Sulawesi	PT Elektrindo Nusantara (65) PT Telkom (35)
Telesera		AMPS から CDMA800へ	9,644 <0.2>	Bali Kaliman- tan	PT Rajawari Wira Bhakti Utama (←主要 株主: PT Telekomindo Primabhakti)、 Telkom's Pension Fund Foundation
Metroseel		AMPS から CDMA800へ	66,882 <1.2>	東Java 中部Java	PT Centralindo Pancasakti Cellular (40) <u>Asia Link</u> (35) (←香 港First Pacific子会 社) PT Telkom (20.2)
Mobisel		NMTから CDMAへ	10,905 <0.2>	西Java、 北Java	<u>英Inquam</u> (表注) (90)
Natrindo Telepon Selular		DCS1800 (≒ GSM1800)	45,000 <0.8>	東Java	PT Natrindo Global Telekomunikasi
Astratel Nusantara		DCS1800	未開業	Sumatra	Astra Group



KDD RESEARCH



AriaWest International	DCS1800	未開業	西Java	PT Artimas Kencana
PT Industri Telekomunikasi Indonesia (INTI)	DCS1800	未開業	首都圏	政府系
Mitra Perdana	DCS1800	未開業	中部Java	不祥
Kode1 Margahayu	DCS1800	未開業	インドネシア東部地域	不祥
Primarindo Sistel	DCS1800	未開業	Kalimantan	不祥
合計	-----	5,354,984	-----	-----

(注) 破線は統合化を意味する。イタリックの事業者は未開業。加入数出典は、Global Mobile誌 (2001.12.5)
 (表注) Inquamは米Qualcommの関連会社 (ベンチャー) で英国にある。2001年10月には、ルーマニアのTelemobilを買収するなど、アナログ事業者をCDMAに移行させることを事業の一環としている。MobiselはInquamから4,500万US\$ (61億円) の資本注入を受けたが、この資金を利用して2002年4月までにBali、JakartaでCDMAを開始の予定。

【コラム】KSO事業に関する最近の動き

KSO事業は、Telkomとの収入分配を伴うインドネシア版のBOT (Build Operate Transfer) 事業であり、外資を含む民資の力を借りて加入網を中心とした固定電話網を1995年来拡充してきたものである。しかし、予期せぬ1997～8年のアジア通貨経済危機の影響もあり所期の成功を収めたとは言えず、固定電話普及率は1995年の2%から2001年の3%へわずかに上昇したに過ぎない。コンソーシアムという経営形態が企業経営として曖昧で自立意識に欠けている点も弱かったと言える。

こうしたなか、免許制度のもとで通信を基本的に自由化する新通信法 (1999年第36号法) が2000年9月8日に発効した。新通信法のもとでもTelkomによる市内電話独占 (=需要の濃いJakarta地域と東Javaは単独、その他はKSO方式) は即崩れず、経過措置の一環として独占終了時期が2010年から2002年8月に前倒された。しかしこのことは、Telkomとの契約により2010年までの事業環境安寧を与えられていたKSO事業にも直接影響することとなった。このため、いくつかのKSOコンソーシアムにおいてはTelkom事業への再編入 (売り戻し) や国際系Indosatとの合併形成という動きが出てきている。

(1) 状況

KSOは担当地域別に計5つある。うち、Bukaka SingTel Internationalのみが契約内容に修正を加えてKSO契約を続行することで合意している。





●インドネシア

他方、Dayanitra TelekomunikasiとIkat Nusantaraは、資産をTelkomに売り戻すことで合意している。AriaWest InternationalはTelkomへの資産売り戻し路線で来ているが、その価格に関し頑強に妥協を拒み、Telkomが一方的にパートナーシップ解消宣言をするに到っている。現在では、両者がジュネーブのInternational Chamber of Commerceに裁定依頼をしているが、近い将来に決着する見込みは小さい。

一方、Mitra Global Telekomunikasi Indonesia (MTGI) は、TelkomとIndosatがLevel playing field (対等な競争環境) に立つためCross ownershipを排除 (= 出資子会社・関連会社の重複排除) する一連の取引きにあつて、その資産や権利義務関係がTelkomからIndosatに移ることとなった (次項)。

(2) IndosatはMitra Global (MGTI) と合併企業形成の方向

IndosatはMGTIが望む合併形成を基本的には受け入れ、話し合いは各論に進んでいる。Indosatとの合併企業化が成れば、MGTIは収入分配 (revenue share) のくびきから離れることとなる。また、これはコンソーシアム形態とは違い独立意識を持つ一つの勢力形成を意味し、合併会社はTelkomブランドから離れて独自のブランドを展開することとなる。国内進出意欲の旺盛なIndosatが本格的に噛むことで、MGTI 担当地域 (中部Java) の固定電話網整備は進捗することが期待される。^(注36)

(3) 今後の見通し

固定電話網整備には資本力が必要であり、この事業は総じて国有系企業主体への振り戻しとなろう。民間によるBTO事業が敷設回線数面では成功しているタイとは対照的である。一方、Telkomとの対立軸となったIndosatによるローカル網への進入には新鮮味があろう。TelkomにせよIndosatにせよ、資金のかかる今後の固定網整備では依然民資 (外資) の力が必要と思われ、その民営化過程において^(注37)、増資を伴うマイナーな外資提携が出てくることも考えられる。タイでもTOT、CATは25%の外資提携を行う方向である。

(注36)

一方で本件については、「種々の問題の表面化でお流れ (fall through) になる可能性もあり、そうなった方が、Crossholding解消の約定におけるTelkomへの支払額 (MTGIにおけるTelkom資産等の取得費用) を急成長のモバイルに回すことができIndosatにとって有利である」との分析記事も見受けられる。ただ、約定が簡単に反古になることは考えられず、固定網地盤を押さえることはIndosatにとっても意味のあることであり、もう少し様子を見る必要がある。

(注37)

政府は2001年12月、Telkomの株式11.9%を売却し (政府保有率: 66.19→55%)、3兆2000億ルピア (454億円) を調達した。また、Telkom株式売却の成功を受け、2002年第1四半期にもIndosat株式14%の売却 (政府保有率: 65→51%) を実施する模様との報道も見受けられる。



KDD RESEARCH

(河村 公一郎)

<文中の換算率>

100ルピア=1.42円 (2002年1月23日東京市場TTS)、1US\$=135円 (同)

<出典・参考文献>

- ・KDDIインドネシア各調査報告
- ・Total TelecomのHP (www.totaltele.com) のインドネシア関連記事 (indonesiaで検索)
- ・(株) NNAのPowerAsia各ニュース (2002.2.4、1.25、1.7、2001.11.29、11.22、11.16、11.12、11.6、10.30、8.21、8.9、1998.11.20)
- ・Baskerville Communications社 Global Mobile誌 (2001.12.5、9.12)
- ・asia pacific mobile analyst (2001.7.31)
- ・3rd Wave Communication社 exchange asia誌 (2001.11.29)
- ・Pyramid Research社 (Telecoms Forecasts 1st Quarter 2001 Asia-Pacific)
- ・同 (Wireless Forecasts 4th Quarter 2000 Asia-Pacific)



・ The Jakarta Post 電子版 (www.thejakartapost.com) 、 Business and Investment -
January 07, 2002



KDD RESEARCH

編集後記

■ ユーロ通貨の市井流通が2002年1月から始まり、庶民レベルで欧州統合が実感され始めました。20世紀の二度の大戦のような惨事を繰り返すまいとの意思が欧州統合開始の背理的な要因となりましたが、世界平和のためにも喜ばしいことと思われれます。

香港で買い物をした際に円で受け取ってくれるケースがあると聞いたことがあります。ユーロは東欧に止まらず、CIS、小アジア、アフリカの方まで影響して行くでしょう。域外国家でもステップ・バイ・ステップで欧州統合に新規参加できる道筋があるため、ユーロ圏は米ドルよりその伸長に着実性も感じられます。米国の底力の一つとして、「開かれた分権的（合州）国家、Simplifyされた世界的な表音言語である英語（米語）のもとで、多人種・多民族が生み出し繰り返す斬新な刺激や競争」といったものがあると思いますが、完全なアナロジーは成立しないとしても、欧州でもヨーロッパ的な硬直性を若返らせる社会経済の活性化が期待できます。

ユーロ流通が1月当初なかなか進まなかったイタリアで、欧州統合派の外相が独仏主導を嫌う右寄りの現政権との板挟みとなって辞任するといった事件も起き、欧州統合もレベルの高い政治的統合が出来ないと何となく頼りない面も感じられますが、長期的には米国あるいは米州に対峙できる勢力になって行く気がします。相場を見てみると、今ユーロを購入しても急激な価値上昇にはならないようですが、英国等の参加も見越し中期的に観る余裕があれば買っておいても良いように思います。

■ 本誌ご購入のお申し込みは、電話（03-3347-9139）で承りますほか、弊社ホームページ内のお申し込み書式（メール発信形式）もご利用できます。また、バックナンバーのご注文もできます。

■ 弊社ホームページのURLは次のとおりです：
<http://www.kdd-ri.co.jp>

■ 読者の皆様とのコミュニケーションをより緊密化したいと考えております。本誌の記事について、お問い合わせ、ご意見等をお寄せください。頂いたご意見は、利活用度の高い誌面づくりの参考にさせていただきます。

■ 弊社では、諸外国の通信事情の調査を含む各種個別調査、また、セミナー向け講師の派遣のご要望も承っております。企画の段階からでもご一報いただければ、ご相談に応じさせていただきます。

（編集人 河村）

〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3
KDDIビルアネックス4F
株式会社 ケイディディ総研
メディア研究部 河村宛
TEL：03-3347-9127
FAX：03-5381-7017
E-mail：ko-kawamura@kdd-ri.co.jp

KDD 総研

R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

2002 February



●発行日
●発行人
●編集人
●発行所

2002年2月20日

山本 隆臣

河村 公一郎

株式会社 KDD総研

〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3 KDDIビルアネックス4F

TEL 03 (3347) 9139 FAX. 03 (5381) 7017

●年間購読料

30,000円（消費税等・送料込み、日本国内）

●レイアウト・印刷

株式会社丸井工文社



海外販売代理店

■KDDI Deutschland GmbH

Immermannstr. 45, D-40210 Düsseldorf, Germany

Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

■KDDI HONG KONG LIMITED

10/F West, Warwick House, Taikoo Place, Quarry Bay, Hong Kong

Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932

■眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)

21-1 Ga Ch'ungmuro, Chunggu, Seoul, Korea

(Room No. 902, New Bldg Seoul Central Post Office)

Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

■海外新聞普及(株) (OCS)

〒108-0023 東京都港区芝浦2-9

Tel:03 (5476) 8131 Fax:03 (3453) 9338